

平成25年度

仙台市水防計画(案)

仙 台 市

目 次

章 ・ 節		頁
第1章 目 的		1
第2章 仙台市地域防災計画との関係		1
第3章 用語の意義		1
第4章 水防組織		3
第5章 水防区域の重要度、水こう門等の操作及びダム管理		4
	第1 重要水防区域	4
	第2 準重要水防区域	4
	第3 堰堤水こう門等の操作及びダム管理	4
	第4 水防活動従事者の安全確保	7
第6章 水防員・水防施設並びに資材器具の整備		8
	第1 重要水防区域水防員定員の基準	8
	第2 資材器具の備蓄基準	8
	第3 資材器具の現況	8
	第4 資材器具の点検補充	8
	第5 県の資材器具等の応援	8
第7章 河川の巡視		9
第8章 水位の通報		12
	第1 通報水位及び連絡先	12
	第2 水位通報の要領	13
	第3 水位並びに警戒の周知	13
第9章 情報連絡		14
	第1 使用通信施設	14
	第2 通信連絡系統	15
	第3 市民に対する周知方法	20
	第4 避難情報の発令基準等	22
	第5 警報・注意報の基準	23
第10章 指定河川洪水予報、水防警報等の区域及びその措置		31
	第1 指定河川洪水予報	31
	第2 国土交通大臣が行う水防警報	32
	第3 知事が行う水防警報	32
	第4 水防警報の段階と行動内容	32
	第5 水防警報発令及び受報機関とその措置	33
	第6 水位周知河川の指定	34

第11章	出動及び水防作業	35
	第1 消防機関の非常配備	35
	第2 消防機関の出動及び水防作業	35
	第3 堤防異常報告、水防開始報告	35
	第4 水防信号	35
	第5 水防優先通行標識	36
	第6 決壊の通報	36
	第7 避難地区及び避難所	36
	第8 水防解除	38
第12章	関係機関との協力及び応援	39
	第1 隣接市町との応援協定	39
	第2 下流市への通報事項	39
	第3 国土交通大臣が行う特定緊急水防活動	39
	第4 河川管理者による水防のための活動への協力	39
第13章	費用負担及び公用負担	39
	第1 費用負担	39
	第2 人的公用負担	39
	第3 物的公用負担	39
第14章	水防実施状況報告	41
第15章	水防訓練	41
別 表		
	第1-1 重要水防箇所（東北地方整備局）	42
	第1-2 重要水防箇所（宮城県）	46
	第2 準重要水防区域（仙台市）	47
	第3 水防資機材及び水防工具類の配置状況	48
	第4 消防機関の通信系統	50
	第5 仙台市防災行政用無線配置表	53
	第6 出動及び水防作業（消防機関の出動）	56
	第7 水防活動実施報告	58
資 料		
	1 仙台市水防協議会条例	59
	2 仙台市水防協議会委員等名簿	61
	3-1 重要水防箇所評定基準（東北地方整備局）	63
	3-2 重要水防箇所評定基準（宮城県）	64
	4-1 非常配備基準及び非常時における警防本部等運営要領（抜粋）	66
	4-2 消防団の消防活動に関する要綱（抜粋）	70
	5-1 名取川重要水防区域図（東北地方整備局所管）	72
	5-2 重要水防区域図（宮城県所管）	73
	6 準重要水防区域図（水防倉庫等配置図）	75

仙台市水防計画

第1章 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第 193号。以下「法」という。）及び災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）の趣旨に基づき、仙台市域の河川、湖沼又は海岸等に係る水災を警戒し、防御し及びこれによる被害を軽減するため、水防上必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 仙台市地域防災計画との関係

この計画は、主として水災の防御活動について定めるものであり、この計画に定めていない災害対策に関する事項は、仙台市地域防災計画の定めるところによる。

第3章 用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 洪水予報 ————— 洪水警報及び洪水注意報をいう。（P23～25 参照）
 - (1) 洪水警報とは、洪水によって重大な災害が起こるおそれがある場合に、気象庁長官がその旨を警告して行う予報をいう。（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
 - (2) 洪水注意報とは、洪水によって災害が起こるおそれがある場合に、気象庁長官がその旨を注意して行う予報をいう。（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- 2 指定河川洪水予報 — (1) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報
二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして国土交通大臣が指定した河川について、国土交通大臣と気象庁長官が共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して行う予報をいう。（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
 - (2) 都道府県と気象庁が共同で行う洪水予報
国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして知事が指定した河川について、知事と気象庁長官が共同して、洪水のおそれがあると認められるときは、水位又は流量を示して行う予報をいう。（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
- 3 高潮予報 ————— 高潮警報及び高潮注意報をいう。（P23～24 参照）
 - (1) 高潮警報とは、台風等による海面の異常上昇により重大な災害が起こるおそれがある場合に、気象庁長官がその旨を警告して行う予報をいう。（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
 - (2) 高潮注意報とは、台風等による海面の異常上昇により災害が起こるおそれがある場合に、気象庁長官がその旨を注意して行う予報をいう。（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- 4 津波警報・注意報 — 津波警報及び津波注意報をいう。（P26～29 参照）
 - (1) 津波警報とは、津波による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合に、気

象庁長官がその旨を警告して行う予報をいう。(法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項)

(2) 津波注意報とは、津波による災害が発生するおそれがあると予想される場合に、気象庁長官がその旨を注意して行う予報をいう。(法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項)

5 水防警報 ————— 次の(1)及び(2)をいい、警報の区分は、準備、出動及び解除の三段階からなる。(P32 参照)

(1) 国土交通大臣が洪水、高潮等により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼等に対し、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。(法第16条第1項)

(2) 前記以外の河川、湖沼等のうち知事が指定した河川、湖沼等に対し、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。(法第16条第1項)

6 水 位 —————

(1) 水防団待機水位(指定水位) 水防管理者又は量水標管理者が関係者に対して水位状況を通報する基準として、県知事が定める水位(法第12条第1項)、水(消)防団が出動準備を開始する水位(宮城県水防計画)

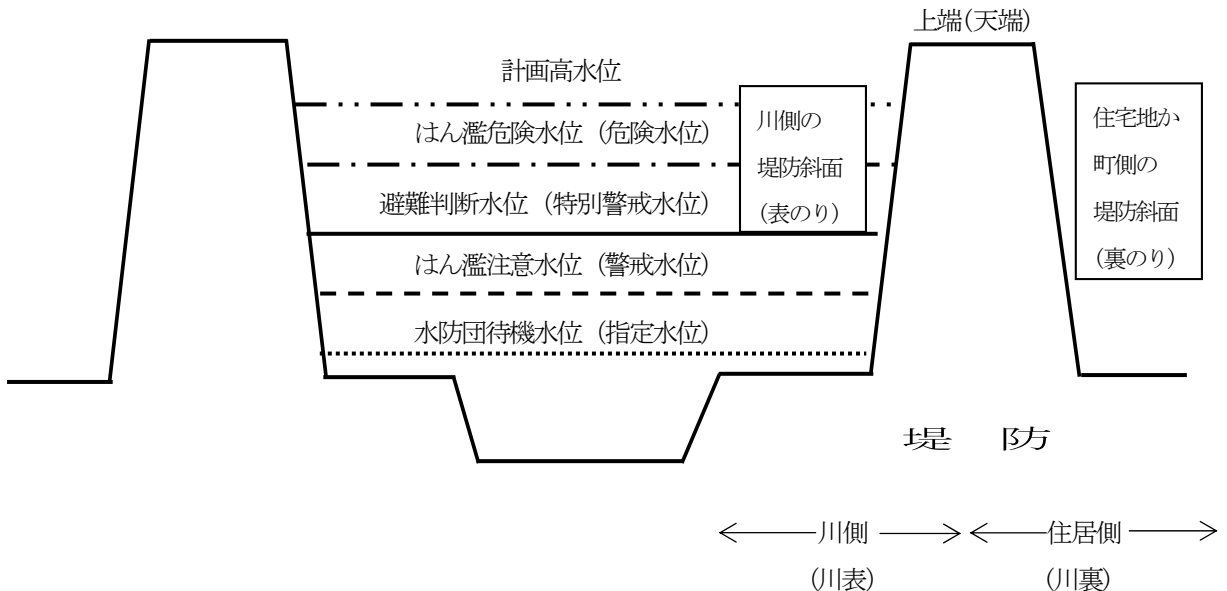
(2) はん濫注意水位(警戒水位) 水防団待機水位(指定水位)を超える水位であって、災害の発生を特に警戒すべきものとして県知事が定める水位で、量水標管理者が水位状況を公表することの基準水位(法第12条第2項)、水(消)防団が出動する水位(宮城県水防計画)

(3) 避難判断水位(特別警戒水位) はん濫注意水位(警戒水位)を超える水位であって災害の発生を特に警戒すべきものとして国土交通大臣又は県知事が定めた水位で、国土交通大臣又は県知事が水位状況を一般に周知することの基準水位(法第13条第1項及び第2項)、避難判断の参考のひとつとなる水位

(4) はん濫危険水位(危険水位) 河川の水があふれるおそれのある水位

(5) (計画高水位) 堤防の設計・整備などの基準となる水位で、計画上想定した降雨から算出された流量とダムなどの流量調節施設と組み合わせて算出された計画流量に基づき決定された水位(堤防が設計上耐えられる水位)

《参考：堤防と水位の関係》



第4章 水防組織

水防活動の実施機関及び任務分担は次のとおりとし、法第10条及び法第11条の規定に基づく洪水予報の通知があったときから、洪水による危険が除去されるまでの間、水防活動を行う。ただし、仙台市災害対策本部が設置されたときは当該本部の組織として活動するものとする。

実施機関及び任務

担当局	担当課	任 務	
水防管理者 (市長)	消防局	防災企画課 減災推進課	各局各区の連絡調整、気象情報・災害情報等の収集伝達、防災指令の伝達 災害対策本部の設置運営
		総務課	各課の連絡調整、職員の動員、消防団の庶務
		管理課	消防車両及び資機材の整備、消防車等の燃料等の調達、資材の調達、収用
		予防課 危険物保安課	災害記録、被害状況の集約、他課の支援
		警防課	防衛活動の指揮及び部隊運用、隊員及び資機材の輸送・配分、被害状況図 及び警防活動図の作成、災害活動、救助及び警戒の総合調整
		救急課	救急に関する医療機関との相互連絡、救急の災害活動及び警戒に関する総合調整
		指令課	消防隊等の指令管制、指揮命令の伝達、災害情報の収集伝達
		消防航空隊	被害状況の把握、救急救助の災害活動及び部隊運用の支援
		消防署 消防団	警戒防衛、避難の勧告及び誘導、人命救助、被害情報等の収集伝達
経済局	農林土木課	用排水施設に関すること	
建設局	設備管理センター 下水道北管理センター 下水道南管理センター	排水施設の管理及び操作	
	河川課	一級河川綱木川の全部及び二級河川梅田川の一部、並びに準用河川普通河川の施設に関すること	
総務企画局	危機管理室	災害対策本部の運営	
区役所	区民生活課	災害情報の収集伝達、避難所開設・運営	

※ 消防署・消防団の組織



ホームページ上では、個人情報保護のため、個人の連絡先を黒塗りで表示しています。ご了承ください

第5章 水防区域の重要度、水こう門等の操作及びダム管理

第1 重要水防区域

河川法を適用する河川、海岸等で、特に水防上警戒又は防御に重要性を有する区域として国又は県が指定した区域とし、別表第1-1（P42～45）、別表第1-2（P46）のとおりとする。

第2 準重要水防区域

水防上重要水防区域に準ずる区域として別表第2（P47）のとおり指定する。

第3 堰堤水こう門等の操作及びダム管理

堰堤水こう門、排水機の操作担当・連絡先及びダムの管理は次のとおりであり、降雨状況、河川水位の変化等により必要な措置を講ずるものとする。

1 堰堤水こう門の操作（仙台市の水防責任に帰する堰堤水こう門の操作担当及び連絡先）

河川名	名称	場所	管 理	担 当 及 び 連 絡 先
広瀬川	愛岩堰	石名坂	仙台東土地改良区	黒塗り
	郡山堰	根岸	郡山水利組合	黒塗り
名取川	木流堀取水口樋門	山田	名取土地改良区	名取改良区 382-5211 頭首工管理事務所 386-2246
	大村樋門	中田二丁目	建設局下水道南管理センター	黒塗り
七北田川	北向堰	根白石	北向堰水利組合	黒塗り
	根白石大堰	〃	根白石大堰水利組合	黒塗り
	新堰	〃	仙台市泉土地改良区	黒塗り
	今宮堰	〃		黒塗り
	明神堰	〃		黒塗り
	薄ヶ沢堰	八乙女四丁目	仙台市岩切土地改良区	黒塗り
	八沢樋管	松森		黒塗り
	住吉樋管	〃		黒塗り
	砂押川樋門	松森 市名坂	建設局下水道北管理センター	黒塗り
				黒塗り
	宝堰	〃	宝堰加瀬溜管理組合 (多賀城市市民経済部 農政課)	黒塗り
	霧蛇渕樋管	千刈田	台ヶ原水利組合	黒塗り
	千刈田樋管	〃		黒塗り
	中野堰	新田	仙台市農林土木課	(勤務時間内) 214-8268 黒塗り
	塚田樋門	蒲生	仙台東土地改良区	仙台東土地改良区 288-5026
鶴ヶ谷樋門	岩切	建設局下水道南管理センター	黒塗り	
真美沢樋門	七北田川原	建設局下水道北管理センター	黒塗り	
和田樋門	蒲生東屋敷添	建設局下水道南管理センター	黒塗り	
伽蘭堰	松森	仙台市泉土地改良区	黒塗り	

河川名	名称	場所	管 理	担 当 及 び 連 絡 先
梅田川	境堀樋管	小 鶴	仙台市岩切土地改良区	██████████
	八 畝 樋 管	〃		██████████
	福 田 町 樋 門	福田町二丁目 14-5・34-1	建設局下水道南管理センター	██████████
		福田町二丁目 10-34・11-20		██████████
扇町一丁目樋門	扇町一丁目	██████████		
策 川	泉 崎 樋 門	大野田伊古田		██████████
貞山運河	井土浦川樋門	井 土	仙台東土地改良区	仙台東土地改良区 288-5026
丸田沢溜池		上 谷 刈	丸田沢溜池水利組合	██████████
洞ヶ沢堤		鶴 が 丘	仙台市泉土地改良区	██████████
将監溜池		将 監		██████████

2 排水機の運転（仙台市の水防責任に帰する排水機の操作担当及び連絡先）

河川海名	名称	場所	管 理	担 当 及 び 連 絡 先
七北田川	七北田川原雨水ポンプ場	七北田字川原	建設局 設備管理センター	設備管理センター 288-8730
	蒲生排水ポンプ場	蒲生字町		設備管理センター 288-8730 無 人 (ポンプ場) 258-0995
	鶴巻ポンプ場	鶴巻一丁目		設備管理センター 288-8730 無 人 (ポンプ場) 259-7961
梅田川	田子排水機場	福住町	仙台市岩切土地改良区	██████████
	新田東雨水ポンプ場	新田東三丁目	建設局 設備管理センター	設備管理センター 288-8730 無 人 (ポンプ場) 783-3660
	扇町雨水ポンプ場	扇町六丁目		設備管理センター 288-8730 無 人
	苦竹ポンプ場	苦竹二丁目		設備管理センター 288-8730 無 人 (ポンプ場) 284-2040
	苦竹雨水ポンプ場	苦竹二丁目		設備管理センター 288-8730 無 人
藤塚排水機場	藤 塚	仙台東土地改良区		仙台東土地改良区 288-5026
二郷堀排水機場	荒 浜			
大堀排水機場	〃			
高砂南部排水機場	蒲 生			
仙台港湾	北新田排水ポンプ場	港三丁目	建設局 設備管理センター	設備管理センター 288-8730 無 人 (ポンプ場) 254-4560
	西原排水ポンプ場	蒲生二丁目		〃 〃 無 人 (ポンプ場) 258-3570
	中野雨水ポンプ場	中野字新沼		設備管理センター 288-8730

河川海名	名 称	場 所	管 理	担 当 及 び 連 絡 先
名 取 川	落合雨水ポンプ場	袋原二丁目	建設局 設備管理センター	設備管理センター 288-8730 無 人 (ポンプ場) 242-6763
	今泉雨水ポンプ場	今泉字上新田		設備管理センター 288-8730 無 人 (ポンプ場) 289-3809
	庄松雨水ポンプ場	東中田一丁目		設備管理センター 288-8730 無 人 (ポンプ場) 242-8520
	郡山ポンプ場	郡山字籠ノ瀬		設備管理センター 288-8730 無 人 (ポンプ場) 248-7842
	東郡山雨水ポンプ場	東郡山二丁目		設備管理センター 288-8730 無 人
	長町第一ポンプ場	大野田三丁目		設備管理センター 288-8730 無 人
広瀬川	五ツ谷ポンプ場	若林四丁目	建設局 設備管理センター	設備管理センター 288-8730 無 人 (ポンプ場) 286-2525

3 ダムの管理

河 川 名	名 称	場 所	管 理	連 絡 先	備 考
青 下 川	青下第1ダム 青下第2ダム 青下第3ダム	大倉ヶ根	水道局国見浄水課 中原浄水場	394-2507	用途：上水道 洪水調節方式：自然越流式 その他：防災上危険のないダム として分類されている。

《 参考：国及び県が管理する水防上重要な水こう門及びダムの管理 》

1 水こう門

河 川 名	名 称	場 所	管 理	連 絡 先
南貞山運河	南 こ う 門	蒲 生	宮城県仙台土木事務所	297-4172
梅 田 川	仙 石 水 門	仙 石	宮城県仙台土木事務所	297-4172

2 ダ ム

河 川 名	名 称	場 所	管 理	連 絡 先	備 考
碁 石 川	釜 房 ダ ム	川 崎 町	国土交通省 釜房ダム管理所	0224- 84-2171 ～ 2	完成年：昭和45年 用途：農業用水、治水、発電、 上水道、工業用水 洪水調節方式：一定率一定量 (流入量-300)×0.407+300 能力：2日間の総雨量 381mm
大 倉 川	大 倉 ダ ム	大 倉	大倉ダム管理 事務所 (仙台地方ダム 総合事務所)	393-2211 (372-2103)	完成年：昭和36年 用途：農業用水、治水、発電、 上水道、工業用水 洪水調節方式：一定率一定量 (流入量-100)×0.4+100 計画雨量：380mm(1/100)

七北田川	七北田ダム	福岡	七北田ダム管理 事務所 (仙台地方ダム 総合事務所)	379-3532 (372-2103)	完成年：昭和59年 用途：農業用水、治水、上水道 洪水調節方式：自然調節式 (最大90m ³ /S) 計画雨量：351mm(1/100)
------	-------	----	-------------------------------------	------------------------	---

※ 釜房ダム及び大倉ダムの放水時の安全確保体制

- サイレン等による放水警報
- 職員による河川巡視

第4 水防活動従事者の安全確保

水防活動に従事する者（以下「水防団員等」という。）は、自身の危険性が高いと判断したときは、安全確保を優先する。

第6章 水防員・水防施設並びに資材器具の整備

第1 重要水防区域水防員定員の基準

重要水防区域水防員定員の基準は、おおむね次のとおりとする。なお、この定員基準は標準を定めたものであり、状況等に応じ、適宜弾力的に対応するものとする。

- 1 重要度A水防区域の水防員定員の基準は、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 水防上特に重要と認められる箇所については、その延長20～30mにつき1人の割とする。
 - (2) その他の箇所については、その延長30～40mにつき1人の割とする。
- 2 重要度B水防区域の水防員定員の基準は、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 水防上特に重要と認められる箇所については、その延長40～50mにつき1人の割とする。
 - (2) その他の箇所については、その延長50～60mにつき1人の割とする。

第2 資材器具の備蓄基準

水防倉庫又は代用備蓄場の設置基準は、水防区域延長2キロメートルないし4キロメートルに対し1箇所の割とし、資材器具の備蓄基準は次のとおりとする。なお、この基準は標準を示したものであり、過去の水害の経験を生かし、実績に応じ、適宜弾力的に対応するものとする。

級別	資材器具	ビニール袋	杉丸太(くい)			防水シート	鉄線	スコップ	掛矢	唐くわ	ツルハシ	おのこぎり	かまわ	なまわ	片手ハンマー	ペンチ
			3.6m	2.7m	1.8m											
			末口9cm													
A級倉庫 30.6平方メートル程度		3,000枚	50本	80本	210本	60枚	50kg	20丁	6丁	5丁	5丁	5丁	5丁	40玉	5丁	5丁
B級倉庫 18.8平方メートル程度		3,000枚	20本	30本	90本	50枚	20kg	20丁	6丁	5丁	5丁	5丁	5丁	30玉	5丁	5丁
C級倉庫 13.3平方メートル程度		1,750枚	10本	20本	40本	40枚	10kg	20丁	6丁	5丁	5丁	5丁	5丁	15玉	5丁	5丁

備考 竹、粗だ、土のう用土砂採取場は、あらかじめ選定しておくものとする。資材器具の各戸供出及び水防員の携帯品も計画しておくものとする。

第3 資材器具の現況

資材器具の備蓄状況は、別表第3(P48～49)のとおりである。

第4 資材器具の点検補充

資材器具の整備は、毎年これを点検し、補充するものとする。補充又は新規備蓄を行った場合は、その資材器具の品目・数量・価格等の購入調書を作成し、仙台土木事務所を経由し、県に提出するものとする。

また、備蓄資器材等の不足に備え、あらかじめ取扱業者からの調達方法等について、別途計画しておくものとする。

第5 県の資材器具等の応援

県の資材器具等の応援を必要とする場合は、水防管理者から、当該資材の県保管者(土木事務所長)に要請するものとする。この場合は、次の理由並びに手続きによる。

- 1 水防管理団体は、区域内の水防に備え、備蓄基準にある必要な資材器具を整備するものとし、これを使用し更に補充の必要があるときは、法第28条〔公用負担〕の規定による措置をとるほか、必要に応じ、「水防資材器具応援申請書」を県保管者(土木事務所長)に提出し、承認を受ける。
- 2 県保管者から「水防資材器具出庫伝票」を受取り、両者立会のうえ1通を受領し、出庫伝票1通に受領済の証として記名捺印し、県保管者(土木事務所長)に提出する。

水防資材器具応援申請書

1 使用場所 河川又は場所
何々市町村大字名

2 資材器具名 員数

平成 年 月 日

仙台市長 印
事務取扱者 印

宮城県〇〇土木事務所長 殿

水防資材器具出庫伝票

1 申請者 仙台市長
2 事務取扱者
3 使用場所 河川又は場所
4 資材器具名
5 員数

平成 年 月 日

宮城県〇〇土木事務所長 印
事務取扱者 職氏名 印

仙台市長 殿

上記の資器材を受領いたしました。

平成 年 月 日

仙台市長 印

第7章 河川の巡視

法第9条に基づく河川堤防等の巡視は、次に定める巡視責任者及び巡視者が行い、水防上危険であると認められた箇所があるときは、直ちに必要な措置を求めるため、仙台河川国道事務所、仙台土木事務所に連絡するものとする。

なお、定期巡視は、建設局河川課、下水道調整課、管路建設課、下水道北管理センター、下水道南管理センター、都市整備局開発調整課、経済局農林土木課、各区区民生活課、その他関係機関の協力を得て実施するものとする。

河川名	巡視区間 から～まで (メートル)	巡視責任者	巡視者	連絡先
名取川左岸	頭首工 2,520 富沢字松山・大野田字河島境	太白消防署長	太白消防団長 西多賀分団長 西多賀分団水防部長	仙台 河川国道事務所
	富沢字松山・大野田字河島境 東北本線 1,230		太白消防団長 長町分団長 長町分団水防部長	
	東北本線 2,000 広瀬川合流点		太白消防団長 郡山分団長 郡山分団水防部長	
	広瀬川合流点 5,550 河 口	若林消防署長	若林消防団長 六郷分団長 六郷分団水防部長	
名取川右岸	名取大橋高館野堂・ 仙台市太白区柳生字稲荷境 名取大橋 5,000	太白消防署長	太白消防団長 中田分団長 中田分団水防部長	
	名取大橋 3,500 名取市開上・ 仙台市太白区四郎丸字新川境		太白消防団長 東中田分団長 東中田分団水防部長	

河川名	巡視区間 から～まで(メートル)	巡視責任者	巡視者	連絡先
広瀬川左岸	宮沢橋 2,600 六郷境(中河原排水樋管)	若林消防署長	若林消防団長 南材分団長 南材分団水防部長	仙台 河川国道事務所 仙台土木事務所
	六郷境(中河原排水樋管) 名取川合流点 1,500		若林消防団長 六郷分団長 六郷分団水防部長	
広瀬川右岸	向山一丁目 1,700 越路・根岸境	太白消防署長	太白消防団長 八木山分団長 八木山分団水防部長	
	越路・根岸境 850 根岸・長町1丁目境		太白消防団長 長町分団長 長町分団水防部長	
	根岸・長町1丁目境 3,850 名取川合流点		太白消防団長 郡山分団長 郡山分団水防部長	
広瀬川両岸	澱橋 3,750 霊屋下	青葉消防署長	青葉消防団長 片平分団長 片平分団水防部長	
広瀬川左岸	芋沢字新田 1,200 芋沢字大堀	宮城消防署長	宮城消防団長 川前分団長 川前分団水防部長	
広瀬川左岸	芋沢字大竹新田 700 合流点		宮城消防団長 芋沢分団長 芋沢分団水防部長	
笹川両岸	木流堀合流点 1,500 市営地下鉄線	太白消防署長	太白消防団長 西多賀分団長 西多賀分団水防部長	仙台 河川国道事務所
笹川両岸	市営地下鉄線 1,000 名取川合流点		太白消防団長 長町分団長 長町分団水防部長	
旧笹川両岸	笹川分水点 340 市営地下鉄線		太白消防団長 西多賀分団長 西多賀分団水防部長	仙台土木事務所
	市営地下鉄線 2,000 東北本線		太白消防団長 長町分団長 長町分団水防部長	
	東北本線 2,500 名取川合流点		太白消防団長 郡山分団長 郡山分団水防部長	
井土浦川両岸	二郷堀分水点 3,000 貞山運河合流点		若林消防署長	若林消防団長 六郷分団長 六郷分団水防部長
二郷堀両岸	井土浦川合流点 900 貞山運河合流点	若林消防団長 六郷分団長 六郷分団水防部長 七郷分団長 七郷分団水防部長		
貞山運河両岸	名取川合流点 4,000 六郷・七郷境(二郷堀合流点)	若林消防団長 六郷分団長 六郷分団水防部長		仙台土木事務所
	六郷・七郷境(二郷堀合流点) 宮城野・若林区境2,600	若林消防団長 七郷分団長 七郷分団水防部長		
貞山運河両岸	宮城野・若林区境3,000 蒲生	宮城野消防署長	宮城野消防団長 港分団長 港分団水防部長	
七北田川左岸	泉境 1,700 今市橋		宮城野消防団長 岩切分団長 岩切分団水防部長	
	今市橋 1,450 多賀城市境		宮城野消防団長 岩切分団長 岩切分団水防部長	
	多賀城市境 5,400 河口		宮城野消防団長 高砂・港分団長 高砂・港分団水防部長	
七北田川右岸	泉境 2,000 今市橋	宮城野消防団長 岩切分団長 岩切分団水防部長		

河川名	巡視区間 から～まで (メートル)	巡視責任者	巡視者	連絡先	
七北田川右岸	今市橋境 2,000 高砂境	宮城野消防署長	宮城野消防団長 岩切分団長 岩切分団水防部長	仙台土木事務所	
	高砂境 7,000 河口		宮城野消防団長 高砂・港分団長 高砂・港分団水防部長		
梅田川左岸	苦竹橋 2,500 福田橋		宮城野消防団長 東仙台・高砂分団長 東仙台・高砂分団水防部長		
	福田橋 2,000 七北田川合流点		宮城野消防団長 高砂分団長 高砂分団水防部長		
梅田川右岸	苦竹橋 2,500 福田橋		宮城野消防団長 宮城野分団長 宮城野分団水防部長		
	福田橋 2,000 七北田川合流点		宮城野消防団長 宮城野・高砂分団長 宮城野・高砂分団水防部長		
梅田川両岸	荒巻本沢 4,300 東北本線		青葉消防署長		青葉消防団長 荒巻東・荒巻西・中央 ・小松島・宮町分団長 各分団水防部長
	東北本線 2,200 苦竹		宮城野消防署長		宮城野消防団長 原町・東仙台分団長 原町・東仙台分団水防部長
七北田川左岸	七北田橋 1,100 要害川合流点	泉消防署長	泉消防団長 市名坂分団長 市名坂分団水防部長		
	要害川合流点 1,900 岩切境		泉消防団長 松森分団長 松森分団水防部長		
七北田川右岸	七北田橋 3,000 岩切境		泉消防団長 八乙女分団長 八乙女分団水防部長		
七北田川左岸	長命橋 2,000 赤生津大橋		泉消防団長 野村分団長 野村分団水防部長		
七北田川右岸	長命橋 2,000 赤生津大橋		泉消防団長 上谷刈分団長 上谷刈分団水防部長		
	根白石町頭 1,500 根白石町尻道下		泉消防団長 根白石分団長 根白石分団水防部長		
七北田川左岸	広瀬橋 2,500 実沢去田屋敷		泉消防団長 実沢分団長 実沢分団水防部長		
要害川両岸	市名坂天神沢 2,000 市名坂野蔵		泉消防団長 市名坂分団長 市名坂分団水防部長		

摘要 ○ 巡視要領は、堤防の上端（天端）と川側の堤防斜面（表のり）と住宅地か町側の堤防斜面（裏のり）との3班に分かれ巡視し、特に次の点について注意する。

- 1 川側（川表）下は、水流の強い場所の亀裂や欠け、くずれ
- 2 上端（天端）では、亀裂や沈下
- 3 住居側（川裏）では、漏水や飽水によるくずれ
- 4 水門・樋門では、両そでや底部からの漏水と扉の締まり具合

○ 海岸線については、河口の形状及び侵食の状況を主として巡視する。

第8章 水位の通報

法第12条及び法第13条等に基づく水位の通報については、次に定めるところにより行うものとする。

第1 通報水位[水防団待機水位]（指定水位）及び連絡先

量水標等観測者は、気象状況の通知を受けたとき、又は出水のおそれを察知したときは、水位の変動を監視し、通報水位を越えたときは、次表により、本章第2に基づき通報担当者が連絡するものとする。

表1

量水標 (量水標管理者)	量水標等 観測者	水防団待機 水位 (指定水位) (m)	はん濫注 意水位 (警戒水位) (m)	避難判断 水位 (特別警戒水位) (m)	はん濫危 険水位 (危険水位) (m)	計画高 水位 (m)	通報先	通報 担当者	備考 (メートル)
名取川名取橋 (仙台河川国道事務所)	長町出張所員 郡山分団水防部長 中田分団水防部長	5.50	6.50	8.40	9.10	10.190	太白署を通 じ消防局 (指令課) ～	量水標 等観測 者と同 じ	堤防高 11.3 既往最高水位 10.65
広瀬川広瀬橋 (仙台河川国道事務所)	河原町分署員 南材分団水防部長 長町分団水防部長	0.50	1.30	2.70	3.20	4.124	若林署を通 じ消防局 (指令課) ～		堤防高 5.3 既往最高水位 4.30
七北田川市名坂 (仙台地方ダム総合事務所)	八乙女分署員 八乙女分団水防部長	2.85	3.35	4.10	4.30	6.032	泉署を通 じ消防局 (指 令課) ～		堤防高 19.20 既往最高水位 18.58
梅田川苦竹 (仙台土木事務所)	宮城野消防署員 東仙台分団水防部長	2.10	2.50	3.00	3.00	3.330	宮城野署を 通じ消防局 (指令課) ～		堤防高 11.79 既往最高水位 -

表2

量水標 (量水標管理者)	量水標等 観測者	水防団待機 水位 (指定水位) (m)	はん濫注 意水位 (警戒水位) (m)	避難判断 水位 (特別警戒水位) (m)	はん濫危 険水位 (危険水位) (m)	計画高 水位 (m)	通報先	通報 担当者	備考 (メートル)
広瀬川広瀬橋 (仙台河川国道事務所)	河原町分署員 南材分団水防部長 長町分団水防部長	0.50	1.30	2.20	2.70	4.124	若林署を通 じ消防局 (指令課) ～	量水標 等観測 者と同 じ	堤防高 5.3 既往最高水位 4.30

表3

観測場所	観測レメータ名 (管理者)	量水標等 観測者	水防団待機 水位 (指定水位) (m)	はん濫注 意水位 (警戒水位) (m)	避難判断 水位 (特別警戒水位) (m)	はん濫危 険水位 (危険水位) (m)	通報先	通報 担当者	備考
名取川 茂庭字人來田	余方観測所 (国土交通省)	茂庭出張所員 生出分団水防部長	2.98	4.35	5.12	6.77	太白署を通 じ消防局 (指令課) ～	量水標 等観測 者と同 じ	余方観測所のテレメータ 等の情報をもとに観測 し、随時通報先に通報す ること。

表4

量水標 (量水標管理者)	量水標等 観測者	水防団待 機水位 (指定水位) (m)	はん濫注 意水位 (警戒水位) (m)	避難判断 水位 (特別警戒水位) (m)	はん濫危 険水位 (危険水位) (m)	計画高 水位 (m)	通 報 先	通 報 担 当 者	備 考 (メートル)
名取川袋原 (仙台河川国道事務所)	中田出張所員 東中田分団水防部長	2.50	4.50	—	—	7.690	太白署を通 じ消防局 (指令課) へ	量水標 等観測 者とし て	堤防高 9.4 既往最高水位 8.1
七北田川岩切 (仙台地方ダム総合事務所)	岩切出張所員 岩切分団水防部長	3.40	3.70	3.90	4.30	5.780	宮城野署を 通じ消防局 (指令課) へ		堤防高 6.35 既往最高水位 5.80
七北田川 福田大橋 (仙台土木事務所)	高砂分署員 高砂分団水防部長	5.10	5.76	6.10	6.40	7.330			堤防高 7.42 既往最高水位 7.50

備考1 観測は、観測時刻を明確にし、毎時観測するものとする。はん濫注意水位（警戒水位）並びに最高水位は、特に重視観測するものとし、増減水量の激変その他の状況については、随時その様子を速報すること。また、補助的に「宮城県土木部総合情報システム・河川流域情報」及び国土交通省の「川の防災情報」を用い、テレメータ観測の活用を図る。

備考2 表1の「広瀬川広瀬橋」は、広瀬橋から名取川合流点までの区間に係る水位を設定したものであり、表2の「広瀬川広瀬橋」は、愛宕橋から広瀬橋までの区間に係る水位を設定したものである。

備考3 表3は仙台市が定めるものであり、人来田地区にテレメータが無い場合、近傍に設置されている余方観測所との相関をもとに各水位を設定したものである。

備考4 表4は仙台市が定めるものである。

第2 水位通報の要領

- 1 通報水位[水防団待機水位]（指定水位）に達したときは通報するものとし、以後[水防団待機水位]（指定水位）以下になるまで通報を続ける。
- 2 はん濫注意水位(警戒水位)に達したときはこの旨を通報する。
- 3 増水量は30センチメートル、減水量は60センチメートル毎にその都度報告する。
- 4 最高水位は通報する。

第3 水位又は警戒の周知

はん濫注意水位（警戒水位）に達したときは、本章第1により通報するとともに、次表により市民に周知するものとする。

	量水標等観測者	はん濫注意水位 (警戒水位) (m)	伝達手段	取扱担当者
名取橋	長町出張所員 1名 郡山分団水防部長 中田分団水防部長	6.50	警鐘・広報等	郡山分団班長 以下2名 中田分団班長 以下2名
袋原	中田出張所員 1名 東中田分団水防部長	4.50	〃	東中田分団班長 以下2名

	量水標等観測者	はん濫注意水位 (警戒水位) (m)	伝達手段	取扱担当者
広瀬橋	河原町分署員 1名 南材分団水防部長 長町分団水防部長	1. 30	〃	南材分団班長 以下2名 長町分団班長 以下2名
岩切	岩切出張所員 1名 岩切分団水防部長	3. 70	警鐘・広報等	岩切分団今市部班長 以下2名
福田大橋	高砂分署員 1名 高砂分団水防部長	5. 76	〃	高砂分団福田町部班長 以下2名
市名坂	八乙女分署員 1名 八乙女分団水防部長	3. 35	〃	市名坂分団班長 以下2名 八乙女分団班長 以下2名 松森分団班長 以下2名
苦竹	宮城野消防署員 1名 東仙台分団水防部長	2. 50	〃	東仙台分団新田部班長 以下2名
茂庭字人来田	茂庭出張所員 1名 生出分団水防部長	4. 35	〃	生出分団人来田部班長 以下2名

第9章 情報連絡

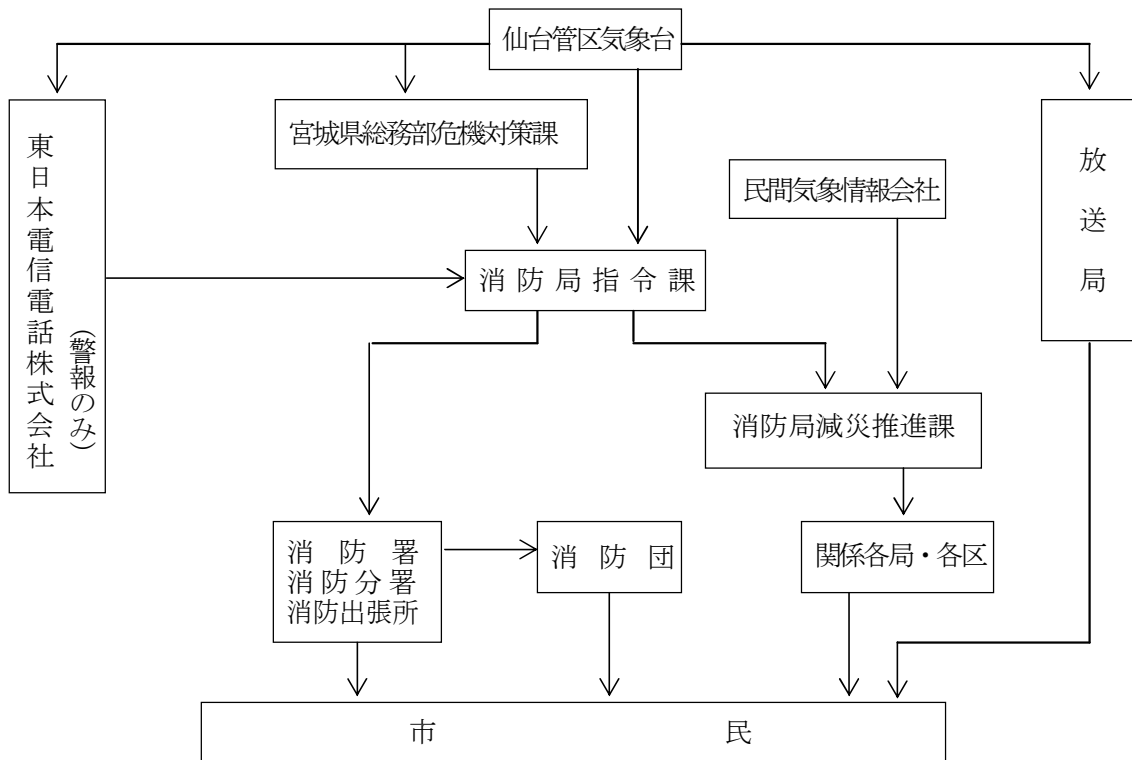
第1 使用通信施設

水害に関する情報及び水害応急措置に関する指揮命令の伝達等は、次の通信施設を有効に活用して行うものとする。

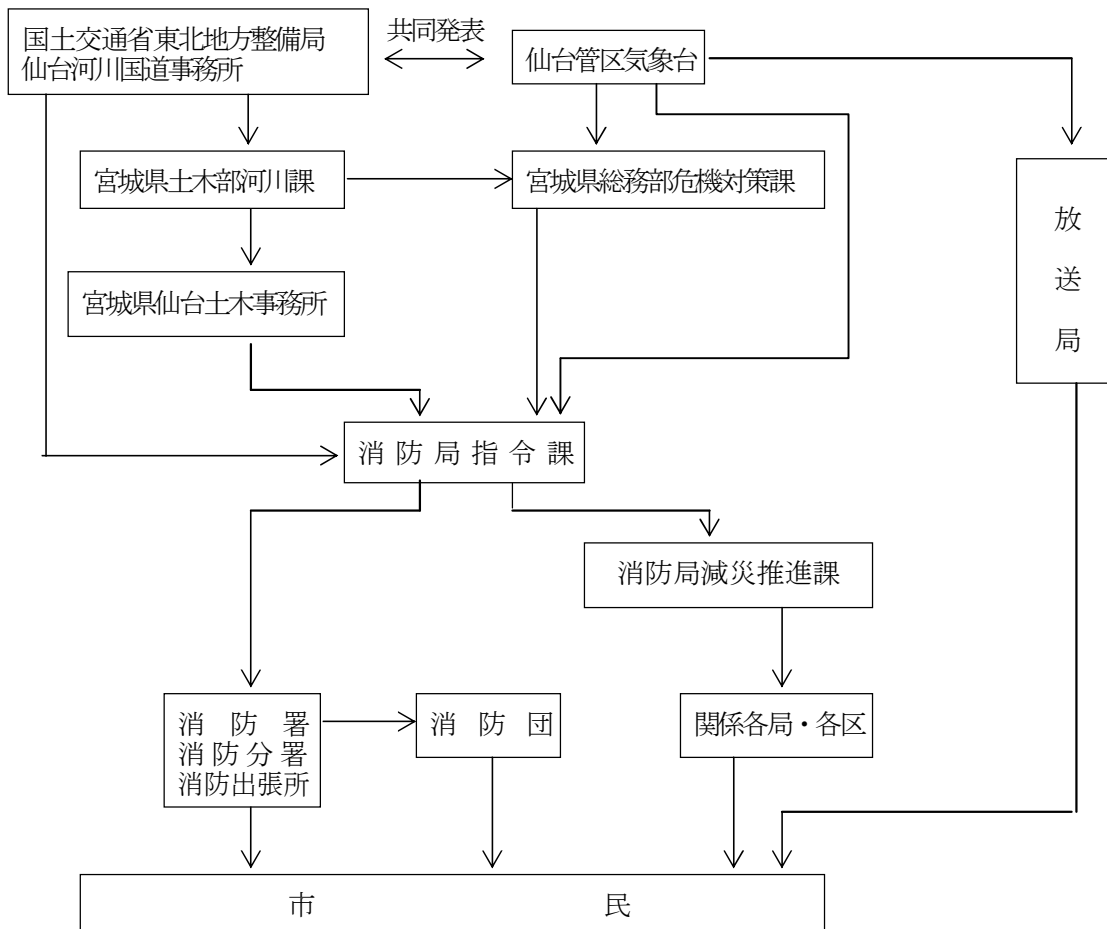
- (1) 加入電話及び庁内電話
- (2) 消防無線
- (3) 市防災行政無線
- (4) 県防災行政無線
- (5) その他

第2 通信連絡系統

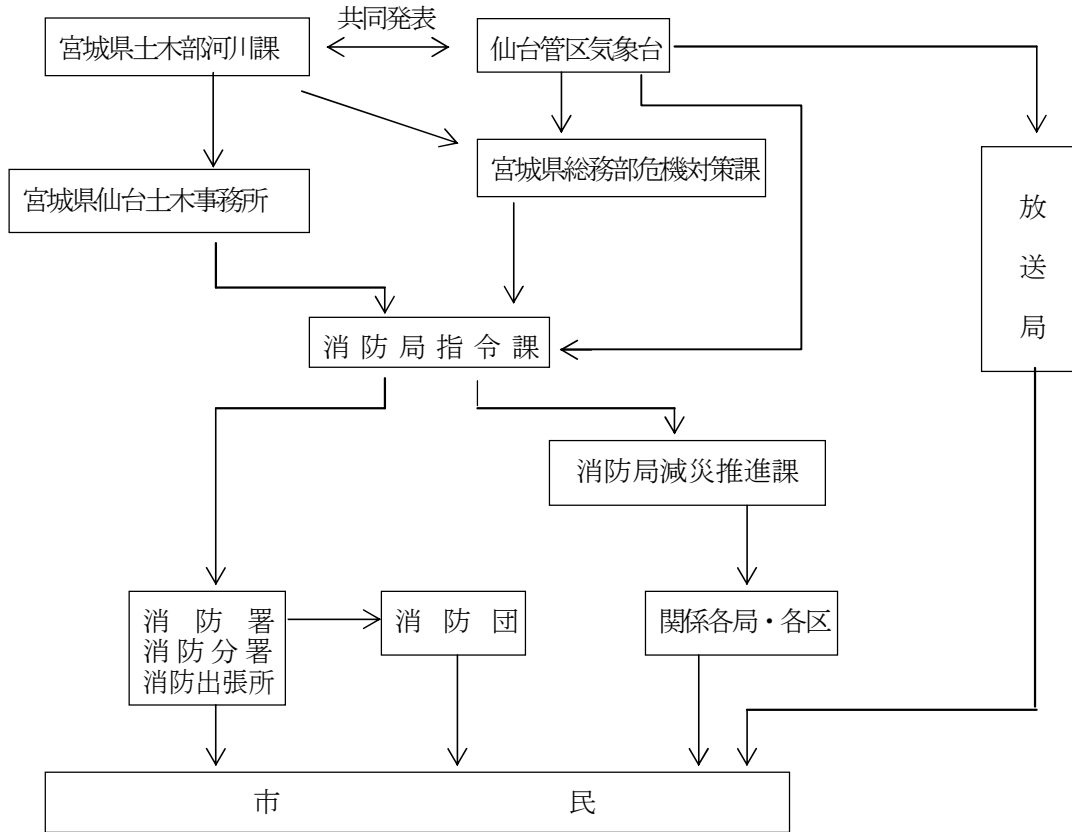
1 水防上必要な気象等の予報・警報の伝達系統図



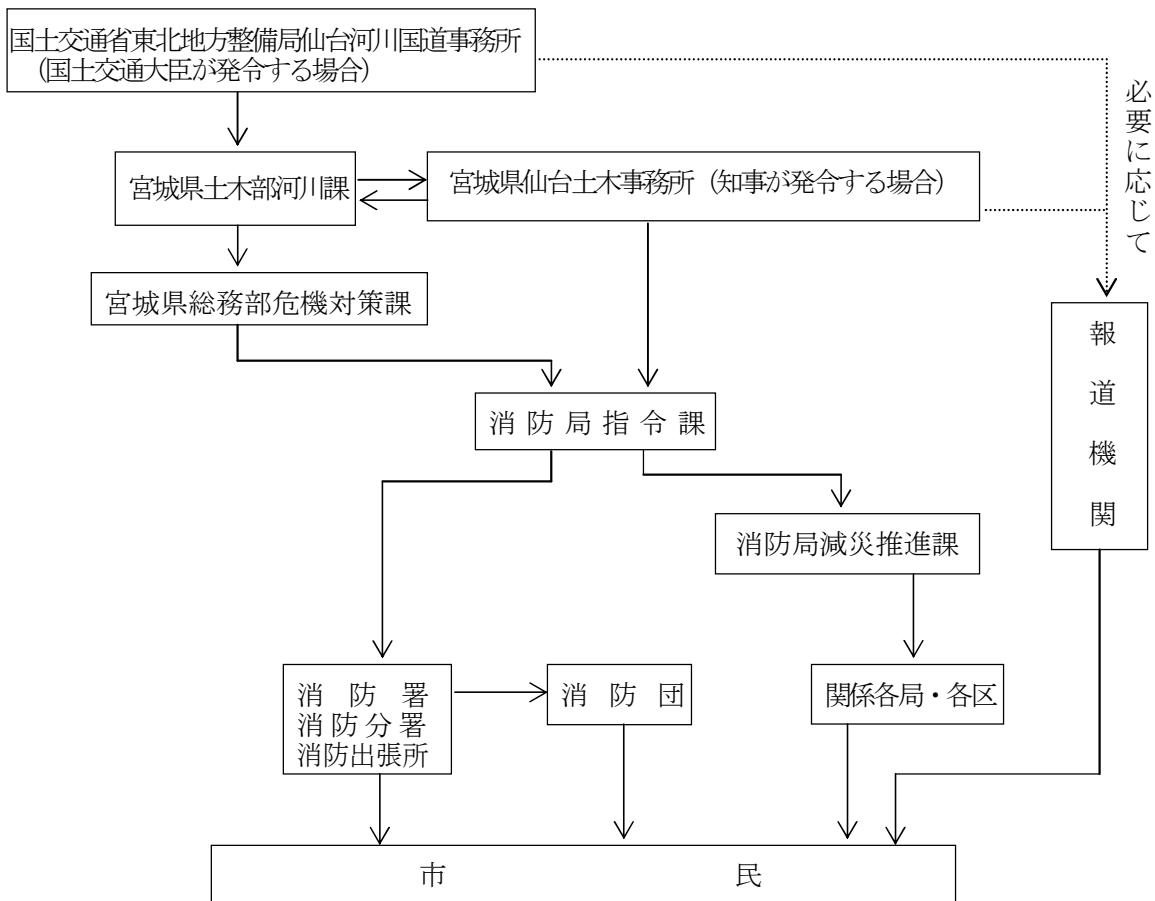
2 (1) 指定河川洪水予報伝達系統図 (名取川・広瀬川)



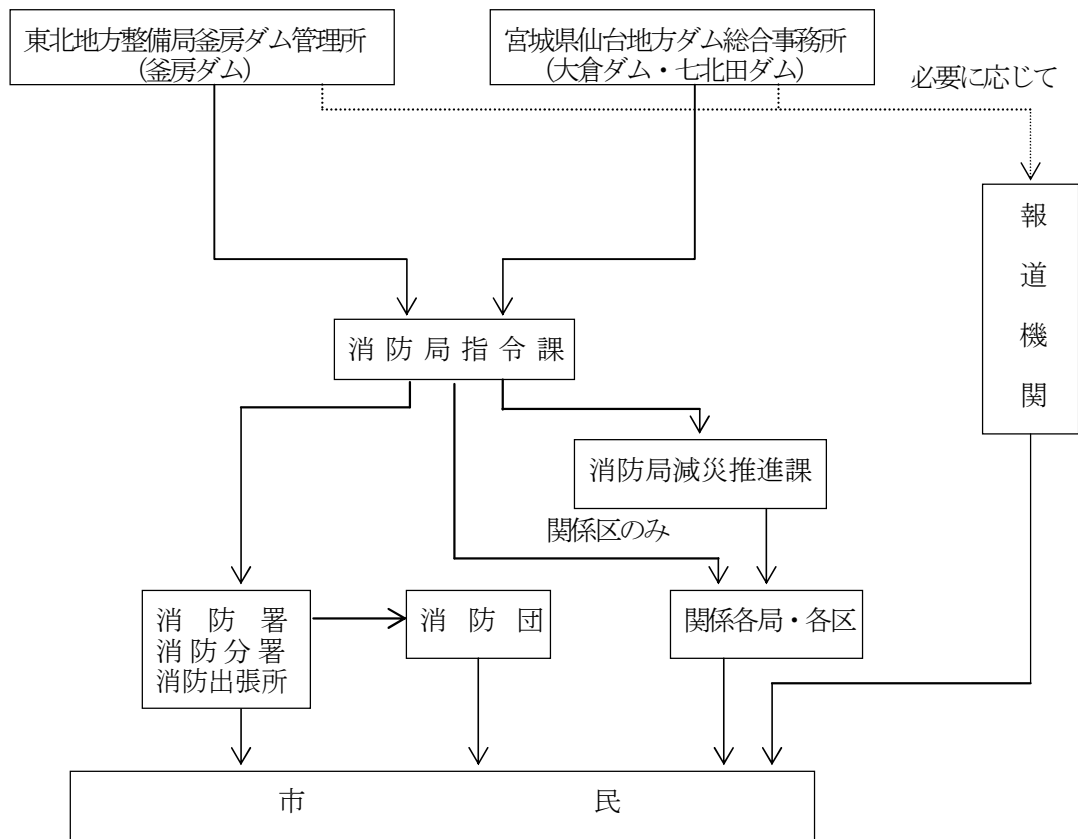
2 (2) 指定河川洪水予報伝達系統図 (七北田川)



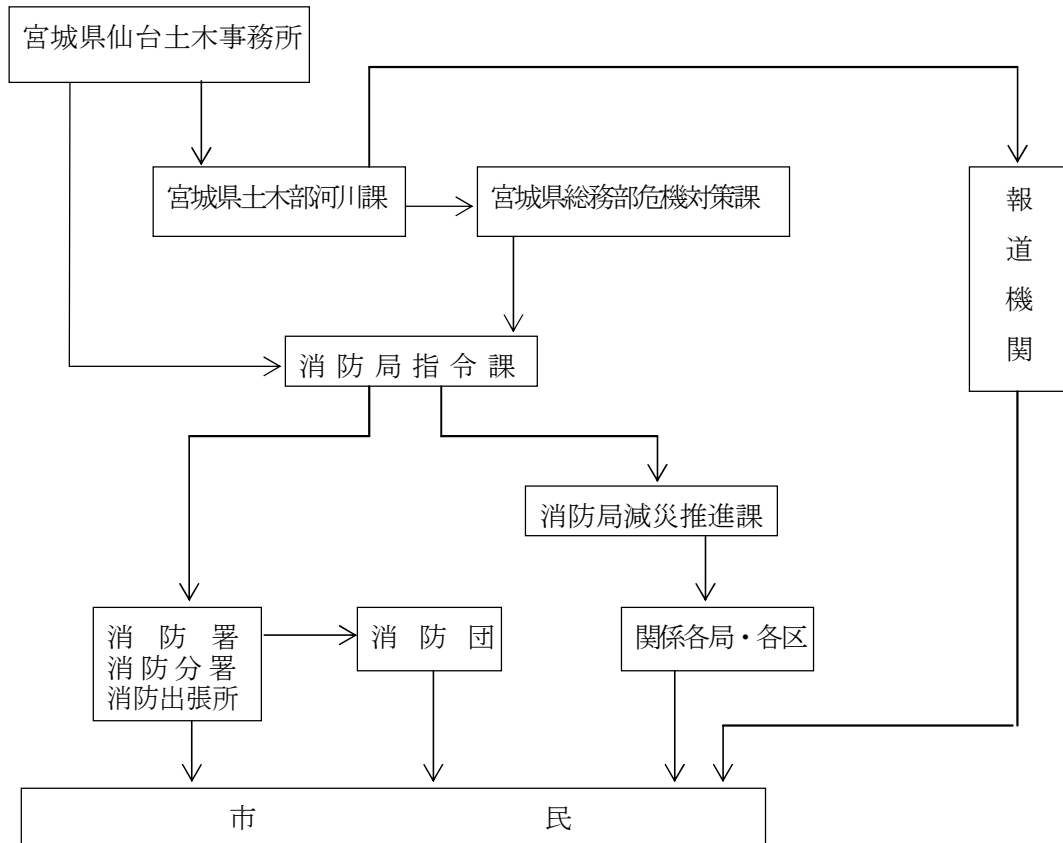
3 水防警報の伝達系統図



4 ダム放流情報の伝達系統図



5 避難判断水位（特別警戒水位）情報の伝達系統図



6 各種システム等情報

種 類	内 容
<p>仙台市防災気象情報システム (民間気象情報) 〔システム管理課〕 ・消防局減災推進課 〔端末設置部署等〕 ・庁内LAN全端末</p>	<p>○ 「地震情報」、「注意報・警報」、「台風情報」、「洪水情報」 本市に特定した降雨予測などを把握するための「防災気象に関する 情報」、「防災支援情報」や「雪氷対策業務支援情報」</p>
<p>宮城県総合防災情報システム (MIDORI 情報) 〔システム管理課〕 ・宮城県総務部危機対策課 〔端末設置部署等〕 ・消防局作戦室(5階) ・災害情報センター (青葉区役所4階) ・消防局減災推進課</p>	<p>○気象警報・注意報(現況、履歴) ○指定河川洪水予報発表文 ○土砂災害警戒情報 ○気象観測情報 ・アメダス降水量 ・アメダス時間降水量 ・気温、日照、風速等 ○河川観測情報(宮城県河川流域情報システム(MIRAI)とリンク) ・雨量情報 県内 190カ所(うち仙台市域23カ所)の雨量を観測 ・水位情報 県内 155カ所(うち仙台市域で名取川3カ所、広瀬川5カ所、七北田川5カ所、 梅田川2カ所、高野川1カ所、大倉川1カ所)の水位を観測。 ※ <u>七北田川 福田大橋水位局は被災により欠測中、平成25年度内に復旧見込み</u></p>
<p>市町村向け「川の防災情報」 〔システム管理機関〕 ・国土交通省河川局 〔情報閲覧可能機関〕 ・消防局 (減災推進課、指令課、 若林消防署、太白消防署) ・建設局 (総務課、下水道調整課、河川 課)</p>	<p>○台風情報 ○レーダー雨量情報 ○テレメータ雨量情報 ○ダム関係情報 ○水質情報 ○海岸情報 ○警報等関連情報 ○水位情報</p>

(3) 市役所

本 庁	健康福祉局総務課	214-8184	消 防 署	青 葉 消 防 署	234-1121
	経済局経済企画課	214-8255		国見出張所	234-5241
	都市整備局総務課	214-8286		片平出張所	225-1050
	建設局総務課	214-8366		小松島出張所	234-7266
	消防局減災推進課	214-3109		荒巻出張所	278-5980
	教育局総務課	214-8856		宮城野消防署	284-9211
	水道局総務課	(代) 249-2211		高砂分署	258-0900
	ガス局総務課	(代) 256-2111		岩切出張所	255-8249
				鶴谷出張所	251-1563
				原町出張所	256-5732
区役所	青葉区役所	225-7211	若林消防署	282-0119	
	仙台駅前サービスセンター	223-5265	河原町分署	215-0015	
	宮城総合支所	392-2111	六郷出張所	289-4365	
	吉成証明発行センター	279-1526	太白消防署	244-1119	
	大沢証明発行センター	394-2239	長町出張所	248-9284	
	大倉証明発行センター	393-2251	中田出張所	241-1450	
	宮城野区役所	291-2111	八木山出張所	229-4639	
	高砂証明発行センター	258-1111	秋保出張所	398-2632	
	岩切証明発行センター	255-8512	茂庭出張所	281-4789	
	若林区役所	282-1111	泉消防署	373-0119	
	六郷証明発行センター	289-2156	八乙女分署	776-0119	
	七郷証明発行センター	288-5022	松陵出張所	372-9955	
	太白区役所	247-1111	高森出張所	377-1252	
	秋保総合支所	399-2111	根白石出張所	376-8870	
	中田証明発行センター	241-1111	宮城消防署	392-8119	
	生出証明発行センター	281-2111	熊ヶ根出張所	393-2488	
	泉区役所	372-3111	消防航空隊	0223-23-7850	
	根白石証明発行センター	379-2111			
	南光台証明発行センター	252-2111			

8 消防機関の通信系統は、別表第4（P50～52）及び別表第5（P53～55）のとおりとする。

第3 市民に対する周知方法

避難勧告等を発令又は解除したときは、避難対象区域内の居住者等へ、避難勧告等の内容を迅速かつ的確に伝達して周知する。

1 伝達手段

- (1) 「災害時の放送に関する協定」に基づく、ラジオ・テレビ等による放送
- (2) 区役所、消防署、警察署、その他関係機関の車両による関係地区の巡回・放送、災害が大規模で広範囲な場合又は道路の遮断等陸上交通が困難な場合は、ヘリコプター若しくは船艇による放送
- (3) 「杜の都防災メール」及び「杜の都防災WEB」による情報伝達

2 地下街等、要援護者施設への洪水予報等の情報伝達

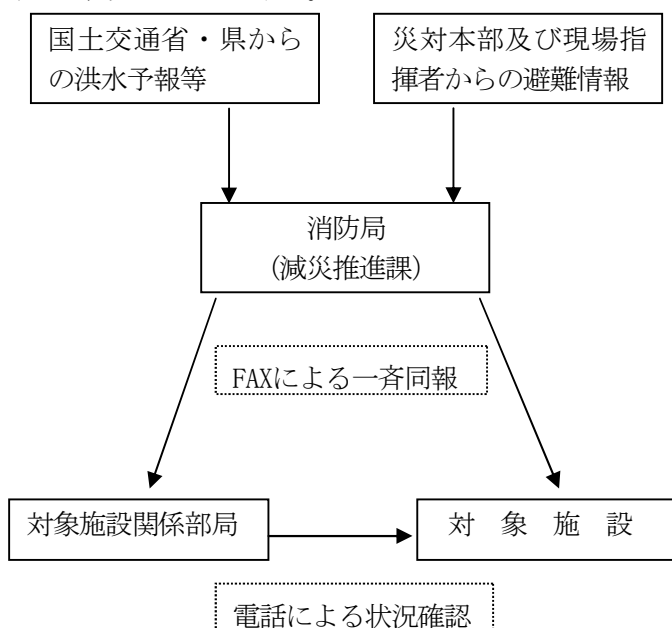
(1) 対象施設（水防法第15条第1項第3号に規定する施設）は、次に定める施設とする。

対象区分	水防法上の定義	水防計画上の定義
地下街	地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数のものが利用する施設	建築物の地階部分の用途が、消防法施行令第1条の2第3項に規定される施設。ただし、同令別表第1(5)ロ、(6)ハ、ニ、(7)、(12)、(13)、(14)、(15)、(17)、(18)、(19)、(20)に掲げる用途に供される施設を除く。
要援護者施設	高齢者、障害者、乳幼児等の防災上配慮が必要な者が利用する施設	次の用途に供される施設及びこれら同類と認められる施設。 イ 病院、診療所又は助産所(入院病床を有するものに限る)。 ロ 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更正施設、児童福祉施設(母子生活支援施設を除く。)、身体障害者更正援護施設(身体障害者を収容するものに限る。)、知的障害者援護施設又は精神障害者社会復帰施設 ハ 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護施設

(2) 伝達する情報と伝達の範囲は、次のとおりとする。

情報区分	伝達範囲
洪水予報等	指定河川の浸水想定区域内にあるすべての対象施設に伝達
避難情報	発令範囲内に所在する対象施設に限定

(3) 情報伝達系統は、次のとおりとする。



第4 避難情報の発令基準等

- (1) 発令範囲は、河川堤防からの距離を基準として、3区分の範囲を設定して発令する。

区分	範囲	考え方
第1区分	堤防からの距離がおよそ300m以内の範囲	河川はん濫により、水流で建物が倒壊するなどの被害が発生する可能性のある範囲
第2区分	堤防からの距離がおよそ300m以上1.5km以内の範囲	およそ1時間以内に河川はん濫による浸水の影響が及ぶ範囲
第3区分	堤防からの距離がおよそ1.5km以上の範囲	河川はん濫による浸水の影響を受けるまでにおよそ1時間以上の範囲

- (2) 第1区分の避難勧告等の発令基準は次のとおりとする。

	発令基準
避難準備	水位が、はん濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがある場合
避難勧告	水位が、避難判断水位（特別警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがある場合
避難指示	1時間後には、はん濫危険水位（危険水位）を超えるおそれがあると判断された場合

※ 急激な水位上昇予測等の水位基準によりがたい場合には、水位上昇予測による時間経過を発令基準とする。

- (3) 発令方法は、3区分の範囲に対して段階的に避難情報を発令する。

区分	発令方法
第1区分	各河川の避難情報の各発令基準に到達後直ちに発令する。
第2区分	第1区分に避難勧告発令後直ちに避難準備を、避難指示発令後直ちに避難勧告を発令する。避難指示は、その後の状況を勘案して発令する。
第3区分	第2区分に避難勧告発令後直ちに避難準備を、避難指示発令後直ちに避難勧告を発令する。避難指示は、その後の状況を勘案して発令する。

※ 各地区を巡回放送して避難情報の発令を伝達する場合には、第1区分の範囲から優先的に巡回して伝達することとし、避難情報の発令区分（準備、勧告、指示）が切り替わった場合には、第1区分の範囲に戻って情報伝達活動を行う。

※ 堤防の決壊や、堤防から水があふれた場合は、直ちにその付近及び下流域の第1区分、第2区分の範囲に避難指示を発令し、第3区分については、段階的に避難勧告、指示を発令する。

第5 警報・注意報の基準

仙台管区気象台が発表する水防活動の利用に適合する警報・注意報の基準は次のとおりである。

種類	基準
大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には別表3の基準に到達すると予想される場合。
高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には別表6の基準に達すると予想される場合。
洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には別表4の基準に到達すると予想される場合。
津波警報	津波による重大な災害が発生するおそれがあると予想される場合。
大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には別表1の基準に到達すると予想される場合。
高潮注意報	台風等による海面の異常上昇によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には別表5の基準に達すると予想される場合。
洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想され、具体的には別表2の基準に到達すると予想される場合。
津波注意報	津波による災害が発生するおそれがあると予想される場合。

- (注1) 大雨・洪水警報及び注意報の発表は、融雪を考慮して行うことがあり、必ずしもこの基準によらない場合がある。
- (注2) 大きな地震等が発生し、通常よりも災害が発生しやすいと認められる場合は、大雨等の警報及び注意報の基準を暫定的に上記基準より引き下げて運用することがある。
- (注3) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面(TP)を用いる。

(別表1)大雨注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
東部仙台	仙台市東部	平地地：R3=50 平地地以外：R1=30	80
	塩竈市	R3=50	86
	名取市	平地地：R3=50 平地地以外：R1=30	87
	多賀城市	R3=50	80
	岩沼市	R1=30	88
	亶理町	R1=30	88
	山元町	R1=30	90
	松島町	平地地：R3=50 平地地以外：R1=25	68
	七ヶ浜町	R3=60	86
	利府町	平地地：R3=50 平地地以外：R1=30	80
	大和町東部	R1=30	81
	大郷町	R1=30	81
	富谷町	R1=30	80
西部仙台	仙台市西部	平地地：R1=30 平地地以外：R1=40	80
	大和町西部	平地地：R1=30 平地地以外：R1=40	81
	大衡村	R1=40	81

(別表2)洪水注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
東部仙台	仙台市東部	平地地：R3=50 平地地以外：R1=30	広瀬川流域=15	平地地：R3=30 かつ 名取川流域=40
	塩竈市	R3=50	—	—
	名取市	平地地：R3=50 平地地以外：R1=30	増田川流域=12, 五間堀川流域=8	—
	多賀城市	R3=50	砂押川流域=7	—
	岩沼市	R1=30	五間堀川流域=7	—
	亶理町	R1=30	—	—
	山元町	R1=30	坂元川流域=7	—
	松島町	平地地：R3=50 平地地以外：R1=25	—	平地地：R3=40 かつ 吉田川流域=16
	七ヶ浜町	R3=60	—	—
	利府町	平地地：R3=50 平地地以外：R1=30	砂押川流域=6	—
	大和町東部	R1=30	宮床川流域=9, 善川流域=6	—
	大郷町	R1=30	鶴田川流域=6	—
	富谷町	R1=30	—	—
西部仙台	仙台市西部	平地地：R1=30 平地地以外：R1=40	名取川流域=11, 広瀬川流域=22, 七北田川流域=14	—
	大和町西部	平地地：R1=30 平地地以外：R1=40	吉田川流域=16, 宮床川流域=9	—
	大衡村	R1=40	善川流域=6	—

(別表3)大雨警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	土壌雨量指数基準
東部仙台	仙台市東部	平地地：R3=80 平地地以外：R1=45	101
	塩竈市	R3=80	108
	名取市	平地地：R3=80 平地地以外：R1=50	109
	多賀城市	R3=80	101
	岩沼市	R1=50	111
	亶理町	R1=50	113
	山元町	R1=50	113
	松島町	平地地：R3=90 平地地以外：R1=45	85
	七ヶ浜町	R3=90	108
	利府町	平地地：R3=80 平地地以外：R1=45	101
	大和町東部	R1=45	102
	大郷町	R1=45	102
	富谷町	R1=50	101
西部仙台	仙台市西部	平地地：R1=45 平地地以外：R1=50	101
	大和町西部	R1=50	102
	大衡村	R1=50	102

(別表4)洪水警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	雨量基準	流域雨量指数基準	複合基準
東部仙台	仙台市東部	平地地：R3=80 平地地以外：R1=45	広瀬川流域=30	平地地：R3=50 かつ 名取川流域=40
	塩竈市	R3=80	—	—
	名取市	平地地：R3=80 平地地以外：R1=50	増田川流域=15, 五間堀川流域=15	—
	多賀城市	R3=80	砂押川流域=13	—
	岩沼市	R1=50	五間堀川流域=14	—
	亶理町	R1=50	—	—
	山元町	R1=50	坂元川流域=13	—
	松島町	平地地：R3=90 平地地以外：R1=45	—	平地地：R3=60 かつ 吉田川流域=16
	七ヶ浜町	R3=90	—	—
	利府町	平地地：R3=80 平地地以外：R1=45	砂押川流域=9	—
	大和町東部	R1=45	宮床川流域=11, 善川流域=12	—
	大郷町	R1=45	鶴田川流域=10	—
	富谷町	R1=50	—	—
西部仙台	仙台市西部	平地地：R1=45 平地地以外：R1=50	名取川流域=22, 広瀬川流域=28, 七北田川流域=18	—
	大和町西部	R1=50	吉田川流域=31, 宮床川流域=11	—
	大衡村	R1=50	善川流域=12	R1=40 かつ 善川流域=8

(別表5)高潮注意報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	基準 (単位: m)
東部仙台	仙台市東部	0.9
	塩竈市	0.9
	名取市	0.9
	多賀城市	0.9
	岩沼市	0.9
	亶理町	0.9
	山元町	0.9
	松島町	0.9
	七ヶ浜町	0.9
	利府町	0.9

(別表6)高潮警報基準

市町村等をまとめた地域	市町村等	基準 (単位: m)
東部仙台	仙台市東部	1.6
	塩竈市	1.2
	名取市	1.5
	多賀城市	1.6
	岩沼市	1.6
	亶理町	1.5
	山元町	1.4
	松島町	1.4
	七ヶ浜町	1.3
	利府町	1.2

大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

- (1) 大雨及び洪水の欄中、R1、R3 はそれぞれ 1、3 時間雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「1 時間雨量 70mm 以上」を意味する。
- (2) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (3) 土壌雨量指数基準値は 1km 四方毎に設定している。大雨の欄中、土壌雨量指数基準には、市町村内における基準値の最低値を示す。
- (4) 洪水の欄中、「〇〇川流域=30」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。

<参考>

土壌雨量指数:土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数:流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。

平坦地、平坦地以外の定義

平坦地：概ね傾斜が 30 パーミル以下で、都市化率が 25 パーセント以上の地域

平坦地以外：上記以外の地域

分割した市町村の定義

仙台市東部：青葉区（宮城総合支所管内を除く）、宮城野区、若林区、太白区（秋保総合支所管内を除く）

仙台市西部：青葉区（宮城総合支所管内）、太白区（秋保総合支所管内）、泉区

大和町東部：大和町西部を除く

大和町西部：小野、学苑、宮床、もみじヶ丘、吉岡、吉岡東、吉岡南、吉田

津波に関する警報、注意報、情報、予報

1. 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という）を発表する。津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。気象庁が発表する津波警報等の種類及び発表基準は、次のとおりである。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m < 高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m < 高さ ≤ 10m	10m		
		3m < 高さ ≤ 5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m < 高さ ≤ 3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m ≤ 高さ ≤ 1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

注) (1) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- ・津波による災害のおそれなくなると認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2. 津波情報

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、前項の表(津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)参照]
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2 m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2 m	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100km 程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点（推定値を発表しない観測点）での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報または津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点（沿岸から 100km 以内にある沖合の観測点）において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	(すべて数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

注) 津波情報の留意事項等

①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかでも最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- ・津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第1波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

3. 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入るとの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

特別警報の発表基準

仙台管区気象台が発表する水防活動の利用に適合する特別警報の発表基準は次のとおりである。

現象の種類	特別警報の発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合※
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合※
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)

※発表にあたっては、降水量、台風の中心気圧などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて判断をする。この“数十年に一度”の現象に相当する指標は気象庁ホームページに掲載する。

第10章 指定河川洪水予報、水防警報等の区域及びその措置

第1 指定河川洪水予報

1 対象河川及び水位

- (1) 法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により、東北地方整備局仙台河川国道事務所と仙台管区气象台が共同して行う洪水予報の河川とその区域及び基準地点は次のとおりである。

河川名	区 域	基準地点	はん濫注意水位 (警戒水位)	はん濫危険水位 (危険水位)
名取川	左岸 仙台市太白区山田字船渡前3番1地先から海まで 右岸 名取市高舘熊野堂字五反田48番2地先から海まで	名取橋	6.50m	(注)
広瀬川	左岸 仙台市若林区河原町二丁目13番25地先から名取川への合流点まで 右岸 仙台市太白区長町一丁目1番1地先から名取川への合流点まで	広瀬橋	1.30m	(注)

- (注) 避難判断水位（特別警戒水位）及びはん濫危険水位（危険水位）については、観測所の受持区間毎に表し、その値を以下に示す。

河川名	観測所名	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫危険水位 (危険水位)	受持区間
名取川	名取橋	8.40m	9.10m	左岸 仙台市太白区郡山地区から仙台市若林区日辺地区
		8.40m	9.10m	左岸 仙台市若林区藤塚地区
		8.40m	9.10m	右岸 仙台市太白区上河原地区から名取市閑上地区
広瀬川	広瀬橋	2.70m	3.20m	左岸 仙台市若林区若林地区
		2.70m	3.20m	右岸 仙台市太白区長町地区

- (2) 法第11条第1項及び気象業務法第14条の2第3項の規定により、宮城県土木部河川課と仙台管区气象台が共同して行う洪水予報の河川とその区域及び基準地点は次のとおりである。

河川名	区 域	基準地点	はん濫注意水位 (警戒水位)	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫危険水位 (危険水位)
七北田川	左岸 仙台市泉区七北田字赤生津130番1地先赤生津大橋から海まで 右岸 仙台市泉区上谷刈字沼104番1地先赤生津大橋から海まで	市名坂	3.35m	4.10m	4.30m

2 洪水予報の種類

洪水予報の種類は、洪水注意報と洪水警報の二種類とする。

3 洪水予報の基準

- はん濫注意情報（洪水注意報）は、基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、さらに上昇するおそれのあるとき発表する。
- はん濫警戒情報（洪水警報）は、基準地点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達し、さらに上昇するおそれのあるとき、または、はん濫危険水位（危険水位）を超える洪水となるおそれがあるとき発表する。
- はん濫危険情報（洪水警報）は、基準地点の水位がはん濫危険水位（危険水位）に達したとき発表する。
- はん濫発生情報（洪水警報）は、予報区間においてははん濫を確認したとき発表する。

第2 国土交通大臣が行う水防警報

法第16条の規定により、国土交通大臣が水防警報を行う河川とその区域及び対象量水標は、次のとおりである。

河川名	区 域	対象量水標名	水防団待機水位 (指定水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	計画高水位
名取川 幹川	左岸 仙台市太白区山田字船渡前3番1地先から海まで 右岸 名取市高舘熊野堂字五反田48番2地先から海まで	名取橋	5.50m	6.50m	10.190m
		閑上第二	1.50m	2.00m	3.187m
名取川 支川 広瀬川	左岸 仙台市若林区河原町二丁目13番25地先から名取川への合流点まで 右岸 仙台市太白区長町一丁目1番1地先から名取川への合流点まで	広瀬橋	0.50m	1.30m	4.124m

第3 知事が行う水防警報

法第16条の規定により、知事が水防警報を行う河川とその区域及び対象量水標は、次のとおりである。

河川名	区 域	対象量水標名	水防団待機水位 (指定水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	計画高水位
名取川 支川 広瀬川	左岸 愛宕橋から広瀬橋まで 右岸	広瀬橋	0.50m	1.30m	4.124m
七北田川	左岸 赤生津大橋から海まで 右岸	市名坂	2.85m	3.35m	6.032m
梅田川	左岸 大田見橋から七北田川合流点まで 右岸	苦竹	2.10m	2.50m	3.330m

第4 水防警報の段階と行動内容

1 水防警報の段階は、次のとおりである。

段 階	種 別	行 動 内 容
第1段階	準 備	水防資材器具の整備点検、堰堤水こう門等の開閉準備、消防団幹部の出動など水防活動の準備をする必要がある旨通報するもの。
第2段階	出 動	消防団員が出動する必要がある旨通報するもの。
第3段階	解 除	水防活動の終了を通報するもの。

※ 適宜水位、水位の上昇、下降、滞水期間、最高水位の大きさ、時刻など、水防活動上必要とする水位状況を通報する。

2 各河川別水防警報の段階と行動内容は、次のとおりである。

(1) 国土交通大臣所管

河川名	対象量水標名	第1段階（準備）	第2段階（出動）	第3段階（解除）
名取川幹川	名取橋	水位(5.50)mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位(6.50)mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	はん濫注意水位（警戒水位）を下がって水防作業の必要がなくなったとき
	閑上第二	水位(1.50)mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位(2.00)mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	はん濫注意水位（警戒水位）を下がって水防作業の必要がなくなったとき
名取川支川 広瀬川	広瀬橋	水位(0.50)mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	水位(1.30)mに達し、なお上昇のおそれがあるとき	はん濫注意水位（警戒水位）を下がって水防作業の必要がなくなったとき

(2) 県知事所管

河川名	第1段階（準備）	第2段階（出動）	第3段階（解除）
広瀬川	雨量を考慮し、広瀬橋量水標が水防団待機水位（指定水位）(0.50)mに達し、さらに増水し危険が予想される時 (国管理区間と同時発令)	雨量を考慮し、広瀬橋量水標がはん濫注意水位（警戒水位）(1.30)mに達し、さらに増水し危険が予想される時 (国管理区間と同時発令)	はん濫注意水位（警戒水位）を下がって水防作業の必要がなくなったとき
七北田川	雨量を考慮し、市名坂量水標が水防団待機水位（指定水位）(2.85)mに達し、さらに増水し危険が予想される時	雨量を考慮し市名坂量水標がはん濫注意水位（警戒水位）(3.35)mに達し、さらに増水し危険が予想される時	はん濫注意水位（警戒水位）を下がって水防作業の必要がなくなったとき
梅田川	雨量を考慮し、苦竹量水標が水防団待機水位（指定水位）(2.10)mに達し、さらに増水し危険が予想される時	雨量を考慮し苦竹量水標がはん濫注意水位（警戒水位）(2.50m)に達し、さらに増水し危険が予想される時	はん濫注意水位（警戒水位）を下がって水防作業の必要がなくなったとき

第5 水防警報発令及び受報機関とその措置

1 国土交通大臣所管

河川名	発令担当者	受報担当者	通報担当者	受報担当者	連絡方法	摘要
名取川 広瀬川	仙台河川国道事務所長	宮城県土木部河川課長	仙台土木事務所長	仙台市水防管理者	加入電話	各水防関係連絡先電話番号は第9章第2の7

(1) 仙台土木事務所長から警報事項の通知を受けた水防管理者は、第9章第2の3の通信連絡システムにより、直ちに警報区域の水防機関に通知するものとする。

(2) 水防警報を受理した水防管理者並びに水防機関は、警報段階に応じ、直ちに準備又は出動の措置をとるものとする。

2 県知事所管

河川名	発令担当者	受報担当者	連絡方法	摘要
広瀬川 七北田川 梅田川	仙台土木事務所長	仙台市水防管理者	加入電話及び防災無線	各水防関係連絡先電話番号は第9章第2の7

第6 水位周知河川の指定

水防法第13条第1項及び第2項により、洪水予報以外の河川で、国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川を、水位周知河川という。

(知事指定 (法第13条第2項))

河川名	区 域	量水標名	水防団待機 水位(m)	はん濫注意 水位(m)	避難判断水 位(m)	はん濫危険 水位(m)	計画高 水位(m)	0点高
広瀬川	左右岸 仙台市愛宕橋から 広瀬橋まで	広瀬橋	0.50	1.30	2.20	2.70	4.124	TP. 10.22m
梅田川	左右岸 仙台市宮城野区原町大田見橋から 七北田川合流点まで	苦竹	2.10	2.50	3.00	3.00	3.330	TP. 6.50m

水位周知河川とは、水防法第13条第1項及び第2項により、洪水予報以外の河川で、国土交通大臣又は都道府県知事が洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じるおそれがあるものとして指定した河川をいう。

第11章 出動及び水防作業

第1 消防機関の非常配備

消防機関は、次の場合に水防上の非常配備態勢をとるものとする。

- 1 水防管理者（仙台市長）が自らの判断により必要と認める場合
- 2 水防警報指定河川にあっては、知事からの警報の伝達を受けた場合
- 3 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があった場合

第2 消防機関の出動及び水防作業

消防機関は、仙台市域において、気象状況その他により水災の発生が予想される場合又は水災が発生した場合に、これを警戒し、防御し又は水災による被害を軽減するために、「仙台市消防局非常配備基準」（平成16年3月17日消防局長決裁）及び「消防団の消防活動に関する要綱」（平成13年9月25日消防局長決裁）（資料4-1、4-2 P66～71）に規定する消防署員及び消防団員の水防に係る非常配備発令、非常配備発令に伴う配備態勢及び活動態勢、非常配備態勢時の情報収集及び処理態勢ならびに別表第6（P56～57）に従って、出動並びに自身の安全及び避難を優先して水防作業を行うものとする。

第3 堤防異常報告、水防開始報告

次の場合は直ちに、仙台土木事務所に報告するものとする。

- 1 堤防に異常を発見したとき
- 2 はん濫注意水位（警戒水位）に達し、又はそれ以外に消防機関が出動したとき
- 3 水防作業を開始したとき

第4 水防信号

水防信号（昭和24年宮城県規則第64号）は次のとおりである。

- 1 第1信号 警戒水位に達したことを知らせる
- 2 第2信号 水防団員および消防機関に属するものの全員が出動すべきことを知らせる
- 3 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせる
- 4 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる

水防信号は、次表に定める区分及び方法に従って発する。

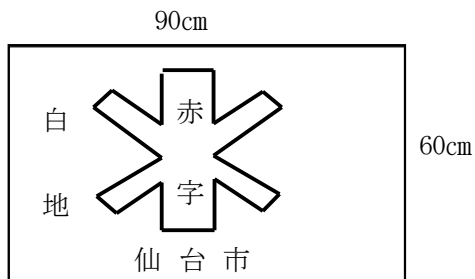
方法 区分	警 鐘 信 号			サイレン信号				
第1信号	○ 休止	○ 休止	○ 休止	約5秒 ○——	約15秒 休 止	約5秒 ○——	約15秒 休 止	約5秒 ○——
第2信号	○—○—○	○—○—○	○—○—○	約5秒 ○——	約6秒 休 止	約5秒 ○——	約6秒 休 止	約5秒 ○——
第3信号	○—○—○—○	○—○—○—○	○—○—○—○	約10秒 ○——	約5秒 休 止	約10秒 ○——	約5秒 休 止	約10秒 ○——
第4信号	乱 打			約60秒 ○—————	約5秒 休 止	約60秒 ○—————		

- 注意
- 1 信号は、適切な時間継続すること。
 - 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
 - 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知するものとする。

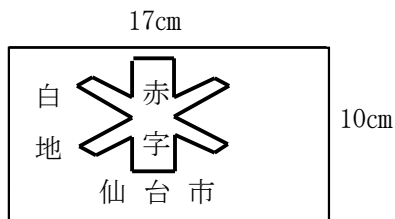
第5 水防優先通行標識

水防優先通行車両標識等は、次のとおりである。

1 車両標識



2 腕章



3 標灯



備考 夜間における標灯の灯識は、赤色で「水」の文字を表示したもので、形状は適宜なものを用いてよい。

第6 決壊の通報

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき又はこれに準ずべき事態が発生したときは、法第25条により仙台河川国道事務所、仙台土木事務所、又は氾濫する方向の関係隣接水防管理団体、地方出張所、警察署等に電話その他の方法にて連絡するものとする。

通 報 先	電 話 番 号	通 報 先	電 話 番 号
仙台河川国道事務所	248-4131	仙台中央警察署	222-7171
仙台土木事務所	297-4111	仙台南警察署	246-7171
仙台地方県事務所	275-9111	仙台北警察署	233-7171
名取市役所	384-2111	仙台東警察署	231-7171
多賀城市役所	368-1141	泉警察署	375-7171

第7 避難地区及び避難所

水防管理者は、河川の氾濫等により危険が著しく切迫していると認めるときは、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、法第29条に基づき、避難のため立退き又はその準備を指示すると共に、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。また、避難勧告等を発令又は解除したときは、防災関係機関に対し、その旨を通知する。

避難の指示に際しては、第9章第3による方法又は第11章第4の水防信号等により市民に周知するものとする。

なお、重要水防区域に係る主な避難対象地区名及び近隣の指定避難所は、次のとおりである。

河川名	左右岸	主な避難対象地区名	近隣の指定避難所	避難指導者
名取川	左岸	藤塚・種次	六郷小・中学校	六郷分団長
〃	〃	今泉・日辺	六郷小・中学校、沖野東小学校	〃
〃	〃	郡山	郡山小・中学校、東長町小学校	郡山分団長
〃	〃	東大野田・諏訪町	大野田小学校、東長町小学校	〃
〃	〃	大野田・太子堂	大野田小学校	長町分団長
〃	右岸	四郎丸	四郎丸小学校、袋原小・中学校、東四郎丸小学校	東中田分団長
〃	〃	中田 1～7丁目	中田小学校	中田分団長
〃	〃	柳生・柳生 1～3丁目・西中田 1～7丁目	西中田小学校、柳生小学校	〃
広瀬川	左岸	上飯田・飯田字遠西・沖野 3～7丁目	沖野小・中学校	六郷分団長
〃	〃	河原町・堰場	南材小学校・八軒中学校	南材分団長
〃	〃	若林 1～7丁目	古城小学校、若林小学校	南材分団長
〃	〃	土樋 1丁目・米ヶ袋 1～3丁目・花壇・大手町	片平丁小学校、五橋中学校 立町小学校	片平分団長
〃	〃	広瀬町・角五郎 1～2丁目	八幡小学校	八幡分団長
〃	〃	芋沢字大堀・芋沢字新田	広瀬中学校	川前分団長
〃	右岸	長町 1丁目	長町小学校	長町分団長
〃	〃	荒巻青葉・川内追廻・川内中ノ瀬町・川内大工町・川内川筋町・川内明神横丁 川内殿橋通	立町小学校	片平分団長
〃	〃	霊屋下	向山小学校	片平分団長
〃	〃	越路	向山小学校	八木山分団長
〃	〃	落合三丁目	広瀬小学校	愛子分団長
七北田川	左岸	蒲生・蒲生 1～2丁目	高砂中学校	港分団長
〃	〃	福室・高砂	福室小学校・高砂小学校	高砂分団長
〃	〃	栄・出花	中野栄小学校・中野中学校	高砂分団長
〃	〃	白鳥	高砂中学校	港分団長
〃	〃	岩切	鶴が丘小学校	岩切分団長
〃	〃	市名坂	七北田小・中学校、市名坂小学校	市名坂分団長
〃	〃	松森	鶴が丘小学校	松森分団長
〃	右岸	岩切	岩切小・中学校	岩切分団長
〃	〃	田子	田子小・中学校	高砂分団長
〃	〃	岡田・蒲生	岡田小学校	港分団長
〃	〃	鶴巻	鶴巻小学校	高砂分団長
〃	〃	鶴ヶ谷	鶴谷東小学校	岩切分団長
〃	〃	松森	南光台中学校・南光台東中学校	八乙女分団長
〃	〃	八乙女中央 3～4丁目・八乙女 1丁目 八乙女 4丁目	黒松小学校・八乙女小学校	八乙女分団長
梅田川	左岸	福田町 2丁目	高砂小学校	高砂分団長
〃	〃	苦竹	東仙台中学校	東仙台分団長
〃	〃	原町 5丁目	幸町南小学校	原町分団長
〃	〃	宮町 5丁目	五城中学校	宮町分団長

梅田川	左岸	台原1丁目	台原小学校	小松島分団長
〃	右岸	原町3丁目・清水沼2丁目	原町小学校、榴岡小学校	原町分団長
〃	〃	扇町1～7丁目	鶴巻小学校	宮城野分団長
〃	〃	梅田町	北六番丁小学校	宮町分団長
〃	〃	堤町1丁目	上杉山中学校	荒巻東分団長
南貞山運河	左岸	蒲生	岡田小学校	港分団長
北貞山運河	右岸	井土	六郷小・中学校	六郷分団長
名取川	左岸	茂庭字人来田	生出小・中学校	生出分団長

備考 1 救護用として各地区に配置の舟を活用する。

2 立退信号により避難する場合、状況に応じ、立退きに際しての携行品等について、必要な注意を行うものとする。

なお、食品、生活必需品、救護品等を必要とする場合には、関係方面と緊密な連絡を取り、迅速なる処置を講ずるものとする。

3 避難所の選定は、被害状況により、変更される場合があるので、必ずしもこの表に掲載された避難所とは限らない。

第8 水防解除

水位がはん濫注意水位（警戒水位）以下に減じ水防警戒の必要がないと認め、水防管理者が水防解除を命じたときは、区役所・消防署・警察署の広報車両により関係地区の巡回・放送による伝達、ラジオ・テレビ等により市民に周知するとともに、知事（仙台土木事務所経由）に報告するものとする。

第12章 関係機関との協力及び応援

第1 隣接市町との応援協定

名取川及び七北田川の防御に他市町から応援をうける事態を考慮し、名取市及び多賀城市との応援出動について、仙台市隣接市町村消防相互応援協定（昭和48年）を締結している。

第2 下流市への通報事項

下流市である名取市、多賀城市で重要であると認められる事項については、特に通報事項として便宜を与えるものとする。

第3 国土交通大臣が行う特定緊急水防活動

国土交通大臣は、洪水、高潮等による著しく激甚な災害が発生した場合において、当該災害の発生に伴い浸入した水の排除等の特定緊急水防活動を行うことができる。

第4 河川管理者による水防のための活動への協力

1 国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所長は、可能な範囲で仙台市が行う水防活動に次の協力を行う。

- (1) 仙台市に対して、河川に関する情報（名取川・広瀬川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供
- (2) 重要水防箇所の手合点検の実施
- (3) 仙台市が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 仙台市の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所の手合復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- (5) 仙台市の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- (6) 水防活動の記録（大臣管理区間における河川巡視等による状況記録）及び広報

2 国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所長から、仙台市への河川に関する情報の伝達方法は以下のとおりとする。

情報の種類	情報提供の時期	伝達方法
水位	非常時（出水時）	電話、FAX、電子メール、ホットライン、リエゾン（派遣時）
河川管理施設の操作状況に関する情報	仙台市から問い合わせがあった場合	電話、FAX、電子メール
水防活動の記録	仙台市から問い合わせがあった場合	電話、FAX、電子メール

第13章 費用負担及び公用負担

第1 費用負担

1 本市の水防に要する費用は、法第41条により本市が負担するものとする。ただし、次に掲げる場合においては、水防管理者相互間において協議して定めるものとし、協議が成立しない場合は、知事にあつせんを申請するものとする。

- (1) 法第23条の規定による応援のための費用
- (2) 法第42条の規定により、著しく利益を受ける他の市町村の一部負担

2 国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、法第43条の2により国の負担とする。

第2 人的公用負担

水防管理者又は消防局長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、法第24条に基づき、居住者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。

第3 物的公用負担

1 水防管理者又は消防局長は、水防のため緊急の必要があるときは、法第28条の規定に基づき、水防の現場において次に掲げる権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石・竹木その他の資材の使用及び収用
- (3) 車両その他の運搬用機器の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担の権限を行使する者は、水防管理者又は消防局長にあつては、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者にあつては次のような証明書を携行し、必要がある場合にはこれを提示するものとする。

第 号	公用負担命令権限証	職 氏 名
上記の者に	区域における水防法第28条第1項の規定の権限行使を委任したことを	
証明する。		
平成 年 月 日		
	仙台市長	印

3 公用負担の権限を行使するときは、次の公用負担命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に交付してから、これをなすものとする。

ただし、災害の状況から公用負担命令書を交付するいとまがないときは、命令書を交付することなくこれをなすことができる。

第 号	公 用 負 担 命 令 書			
目的物 負担内容	種類 使用	収用	員数 処分	
平成 年 月 日				
	様	仙台市長 事務取扱者		印 印
切 取 線				
第 号	受 領 書			
公用負担命令書				
上記受領しました。				
平成 年 月 日				
	様	氏 名		印

第14章 水防実施状況報告

水防が終結したときは、消防署長は管内の状況を取りまとめ、別表第7（P58）の様式により、3日以内に水防管理者（消防局経由）に報告するものとする。水防管理者は、これを取りまとめ仙台土木事務所を経由して5日以内に知事に報告するものとする。

第15章 水防訓練

法第32条の2第1項の規定により出水期前に消防機関の水防訓練を行うものとする。

水防訓練の計画実施

消防職員、消防団員の技術向上と、住民の水防に関する意識を普及涵養するため消防署、消防団においては、危険箇所を選定し、実践的工法訓練又は図上訓練計画を樹立し、水防訓練を行うものとする。

重要水防箇所別調書

(東北地方整備局)

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸名	評定種別 及び 図面番号	平成25年度評定				対策水防 工法名	水防警報 対象 観測所	担当 分団	指導官所
				堤防(m)		工作物(箇所)					
				A	B	A	B				
名 取 川	0.0 - 0.6	藤塚 左岸	堤防高 1		178			積土のう工 堰板工	閑上第二	六郷 名取 河 道 事 務 所	東 北 地 方 整 備 局 仙 台 河 川 国 道
	0.0 +				178						
	0.0 - 0.6	藤塚 左岸	堤防断面 2		178			積土のう工 堰板工	閑上第二		
	0.0 +				0						
	0.0 +	藤塚 左岸	堤防高 3	809				積土のう工 堰板工	閑上第二		
	0.8 +			809							
	0.8 + 70	藤塚・日辺 左岸	堤防高 4		3,918			積土のう工 堰板工	閑上第二 名取橋		
	5.0 +				3,918						
	5.0 +	日辺 左岸	堤防高 5		744			積土のう工 堰板工	名取橋		
	5.4 +				744						
	0.0 +	藤塚 左岸	堤防断面 6		809			シート張工 木流し工	閑上第二		
	0.8 +				0						
	0.0 +	藤塚 左岸	漏水 7		500			釜段工 月の輪工	閑上第二		
	0.4 + 70				0						
	0.0 +	藤塚・日辺 左岸	漏水 S8		2,540			釜段工 月の輪工	閑上第二 名取橋		
	2.4 + 140				0						
	0.8 + 70	日辺 左岸	堤防断面 9		1,177			シート張工 木流し工	名取橋		
	2.2 + 100				0						
	2.4 + 140	日辺 左岸	漏水 S10		800			釜段工 月の輪工	名取橋		
	3.3 + 40				0						
	3.3 + 40	日辺 左岸	漏水 S11		780			釜段工 月の輪工	名取橋		
	4.3 + 20				0						
	4.3 + 20	日辺 左岸	漏水 S12		1,220			釜段工 月の輪工	名取橋		
	5.4 + 140				378						
	2.6 + 270	日辺 左岸	堤防断面 13		280			シート張工 木流し工	名取橋		
	2.8 + 230				0						
	3.2 + 200	日辺 左岸	堤防断面 14		142			シート張工 木流し工	名取橋		
3.4 + 75				0							
3.8 + 95	日辺 左岸	堤防断面 15		368			シート張工 木流し工	名取橋			
4.4 + 55				0							
5.6	郡山 左岸	堤防高 16		1,240			積土のう工 堰板工	名取橋			
6.8 +				1,240							
7.0	郡山 左岸	堤防高 17		419			積土のう工 堰板工	名取橋			
7.4 +				419							
7.6	郡山 左岸	堤防高 18		245			積土のう工 堰板工	名取橋			
7.8 +				245							
8.0	郡山 左岸	堤防高 19		180			積土のう工 堰板工	名取橋			
8.2 +				180							
6.8	郡山 左岸	工作物 20			1		釜段工 月の輪工	名取橋	郡山		
7.6 + 150	郡山・富田 左岸	水衝洗掘 21		650			シート張工 木流し工	名取橋			
8.4 +				350							
7.8 + 50	郡山 左岸	漏水 22		90			釜段工 月の輪工	名取橋			
8.0 +				0							
8.6 + 50	富田 左岸	漏水 S23		340			釜段工 月の輪工	名取橋			
9.0 + 60				340							
8.6 + 50	富田 左岸	漏水 24		135			釜段工 月の輪工	名取橋			
8.8 +				0							
9.0 +	富田 左岸	漏水 25		130			釜段工 月の輪工	名取橋			
9.0 + 130				70							
10.2 + 90	富田 左岸	漏水 26		170			釜段工 月の輪工	名取橋			
10.4 + 70				170							
11.1 +	富田 左岸	漏水 S27		300			釜段工 月の輪工	名取橋			
11.4 +				300							

重要水防箇所別調書

(東北地方整備局)

河川名	距離標	地区名及び左右岸名	評定種別及び図面番号	平成25年度評定				対策水防工法名	水防警報対象観測所	担当団	指導官所
				堤防(m)		工作物(箇所)					
				A	B	A	B				
広瀬川	0.0 +	若林左岸	堤防高		1,396			積土のう工	広瀬橋	東北地方整備局 仙台河川国道事務所	
	1.4 +		42		1,396		堰板工				
	1.6 +	若林左岸	漏水		280			釜段工	広瀬橋		
	1.9 +		S43		280		月の輪工				
	2.0 +	若林左岸	堤防高		170			積土のう工	広瀬橋		
	2.2 +		44		170		堰板工				
	1.9 +	若林左岸	漏水		1,370			釜段工	広瀬橋		
	3.2 +		S45		1,370		月の輪工				
	1.8 +	若林左岸	漏水		90			釜段工	広瀬橋		
	2.0 +		46		0		月の輪工				
	2.2 +	若林左岸	工作物			1		釜段工	広瀬橋		
	+		47				月の輪工				
	2.4 +	若林左岸	漏水		120			釜段工	広瀬橋		
	2.6 +		48		0		月の輪工				
	2.6 +	若林左岸	工作物			1		釜段工	広瀬橋		
	+		49				月の輪工				
	3.4 +	若林左岸	堤防高		296			積土のう工	広瀬橋		長町南材
	3.6 +		50		296		堰板工				
0.0 +	長町右岸	漏水		2,110			釜段工	広瀬橋	郡山		
2.3 +		S51		2,110		月の輪工					
2.3 +	長町右岸	漏水		710			釜段工	広瀬橋			
3.1 +		S52		710		月の輪工					
0.0 +	長町右岸	堤防高		863			積土のう工	広瀬橋			
1.0 +		53		0		堰板工					
0.4 +	長町右岸	漏水		350			釜段工	広瀬橋			
0.8 +		54		0		月の輪工					
2.0 +	長町右岸	工作物			1		釜段工	広瀬橋			
+		55				月の輪工					
2.0 +	長町右岸	堤防高		200			積土のう工	広瀬橋			
2.2 +		56		200		堰板工					
3.0 +	長町右岸	堤防高		671			積土のう工	広瀬橋			
3.6 +		57		671		堰板工					

重要水防箇所別調書

(東北地方整備局)

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸名	評定種別 及び 図面番号	平成25年度評定				対策水防 工法名	水防警報 対象 観測所	担当 分団	指導官所
				堤防(m)		工作物(箇所)					
				A	B	A	B				
取川	0.0 - 0.6	藤塚 左岸	堤防高 1		178			積土のう工 堰板工	閑上第二	六郷 名取 仙 台 河 川 国 道 事 務 所	
	0.0 +				178						
	0.0 - 0.6	藤塚 左岸	堤防断面 2		178			積土のう工 堰板工	閑上第二		
	0.0 +				0						
	0.0 +	藤塚 左岸	堤防高 3	809				積土のう工 堰板工	閑上第二		
	0.8 +			809							
	0.8 + 70	藤塚・日辺 左岸	堤防高 4		3,918			積土のう工 堰板工	閑上第二 名取橋		
	5.0 +				3,918						
	5.0 +	日辺 左岸	堤防高 5		744			積土のう工 堰板工	名取橋		
	5.4 +				744						
	0.0 +	藤塚 左岸	堤防断面 6		809			シート張工 木流し工	閑上第二		
	0.8 +				0						
	0.0 +	藤塚 左岸	漏水 7		500			釜段工 月の輪工	閑上第二		
	0.4 + 70				0						
	0.0 +	藤塚・日辺 左岸	漏水 S8		2,540			釜段工 月の輪工	閑上第二 名取橋		
	2.4 + 140				0						
	0.8 + 70	日辺 左岸	堤防断面 9		1,177			シート張工 木流し工	名取橋		
	2.2 + 100				0						
	2.4 + 140	日辺 左岸	漏水 S10		800			釜段工 月の輪工	名取橋		
	3.3 + 40				0						
	3.3 + 40	日辺 左岸	漏水 S11		780			釜段工 月の輪工	名取橋		
	4.3 + 20				0						
	4.3 + 20	日辺 左岸	漏水 S12		1,220			釜段工 月の輪工	名取橋		
	5.4 + 140				378						
	2.6 + 270	日辺 左岸	堤防断面 13		280			シート張工 木流し工	名取橋		
	2.8 + 230				0						
	3.2 + 200	日辺 左岸	堤防断面 14		142			シート張工 木流し工	名取橋		
3.4 + 75				0							
3.8 + 95	日辺 左岸	堤防断面 15		368			シート張工 木流し工	名取橋			
4.4 + 55				0							
5.6	郡山 左岸	堤防高 16		1,240			積土のう工 堰板工	名取橋			
6.8 +				1,240							
7.0	郡山 左岸	堤防高 17		419			積土のう工 堰板工	名取橋			
7.4 +				419							
7.6	郡山 左岸	堤防高 18		245			積土のう工 堰板工	名取橋			
7.8 +				245							
8.0	郡山 左岸	堤防高 19		180			積土のう工 堰板工	名取橋			
8.2 +				180							
6.8	郡山 左岸	工作物 20			1		釜段工 月の輪工	名取橋			
7.6 + 150	郡山・富田 左岸	水衝洗掘 21		650			シート張工 木流し工	名取橋			
8.4 +				350							
7.8 + 50	郡山 左岸	漏水 22		90			釜段工 月の輪工	名取橋			
8.0 +				0							
8.6 + 50	富田 左岸	漏水 S23		340			釜段工 月の輪工	名取橋			
9.0 + 60				340							
8.6 + 50	富田 左岸	漏水 24		135			釜段工 月の輪工	名取橋			
8.8 +				0							
9.0 +	富田 左岸	漏水 25		130			釜段工 月の輪工	名取橋			
9.0 + 130				70							
10.2 + 90	富田 左岸	漏水 26		170			釜段工 月の輪工	名取橋			
10.4 + 70				170							
11.1 +	富田 左岸	漏水 S27		300			釜段工 月の輪工	名取橋			
11.4 +				300							

《参考:特定の区間》

河川名	距離標	地区名 及び 左右岸別	延長	図面番号	水防警報対象観測所	担当分団	指導官所
名取川	0.0k 12.5k	名取市関上右岸 名取市熊堂右岸	11.60km	特1	名取橋・広瀬橋	中田・東中田	東北地方整備局 仙台河川国道事務所
広瀬川	0.0k 3.9k	仙台市日辺左岸 仙台市若林左岸	3.30km	特2	広瀬橋	六郷・南材	

重 要 水 防 箇 所

(宮 城 県)

番号	河川名	右岸 左岸別	指定地名	延長 (メートル)	種 別	区分	対象水防工法	担 当 分 団	指導 官署
1	広瀬川	左岸	土 樋	300	洗 掘	B	捨て石工	片 平	宮 城 県 仙 台 土 木 事 務 所
2	〃	〃	米ヶ袋	450	堤防高	B	積土のう工		
3	〃	〃	花 壇	300	堤防高	B	積土のう工		
4	〃	右岸	追 廻	600	堤防高	B	積土のう工		
5	〃	左岸	大 堀	600	堤防高	B	積土のう工	川 前	
6	〃	左岸	宮 沢	10	越 水	B	積土のう工	南 材	
7	〃	右岸	越 路	10	越 水	B	積土のう工	八木山	
8	七北田川	左岸	市名坂	140	堤防高	B	積土のう工	市名坂	
9	梅田川	左岸 右岸	苦 竹	200	堤防高	B	積土のう工	東仙台	
10	〃	左岸	原町五丁目	50	洗 掘	B	捨て石工	原 町	
11	〃	〃	〃	170	堤防高	B	積土のう工		
12	〃	〃	原町四丁目	90	堤防高	B	積土のう工		
13	〃	右岸	梅田町	150	堤防高	B	積土のう工	宮 町	
14	〃	〃	台原一丁目	90	堤防高	B	積土のう工	小松島	
15	七北田川	左岸	蒲生荒田	800	堤防高	B	積土のう工	港	
16	〃	〃	蒲生西原	30	工 作 物	B	積土のう工		
17	〃	〃	白 鳥	200	洗 掘	B	捨て石工		
18	〃	〃	高砂二丁目	200	洗 掘	B	捨て石工	高 砂	
19	〃	〃	福室二丁目	200	水 衝	B	木流し工		
20	〃	右岸	岩切畑中	880	水 衝	B	木流し工	岩 切	
21	〃	左岸	岩切西河原	100	水 衝	B	木流し工		
22	北貞山運河	右岸	種次藤塚	4,500	堤防高	B	積土のう工	六 郷	
23	名取川	左岸	茂庭字人来田	800	堤防高	B	積土のう工	生 出	

準 重 要 水 防 区 域

(仙 台 市)

番号	河川名	区 域 から～まで	延 長 (メートル)	重 要 地 点	担当分団	指 導 官 署
1	高野川両岸	燕 沢 住 宅 梅田川合流点	2,800	燕沢住宅付近 1,500m	岩 切 東 仙 台	仙台市建設局 河川課
2	井土浦川 両 岸	二郷堀分水源 貞山運河合流点	3,000		六 郷	仙台市建設局 河川課
3	貞山運河 両 岸	藤 塚 蒲 生	9,600	南丁 1～25 200m 南丁 147～75 100m	六郷・ 七郷・港	仙台土木事務所
4	二郷堀両岸	二 郷 堀 貞山運河合流点	900	二郷堀 100m下流排水機場	六 郷 七 郷	仙台市経済局 農林土木課
5	要害川両岸	市名坂天神沢 市名坂野蔵	2,000	市名坂字小柳 高玉町	市 名 坂 七 北 田	仙台土木事務所
6	広瀬川左岸	芋 沢 字 新 田 芋 沢 字 大 堀	200	西仙台病院東側	川 前	仙台土木事務所

別表3

水防資機材及び水防工具類の配置状況

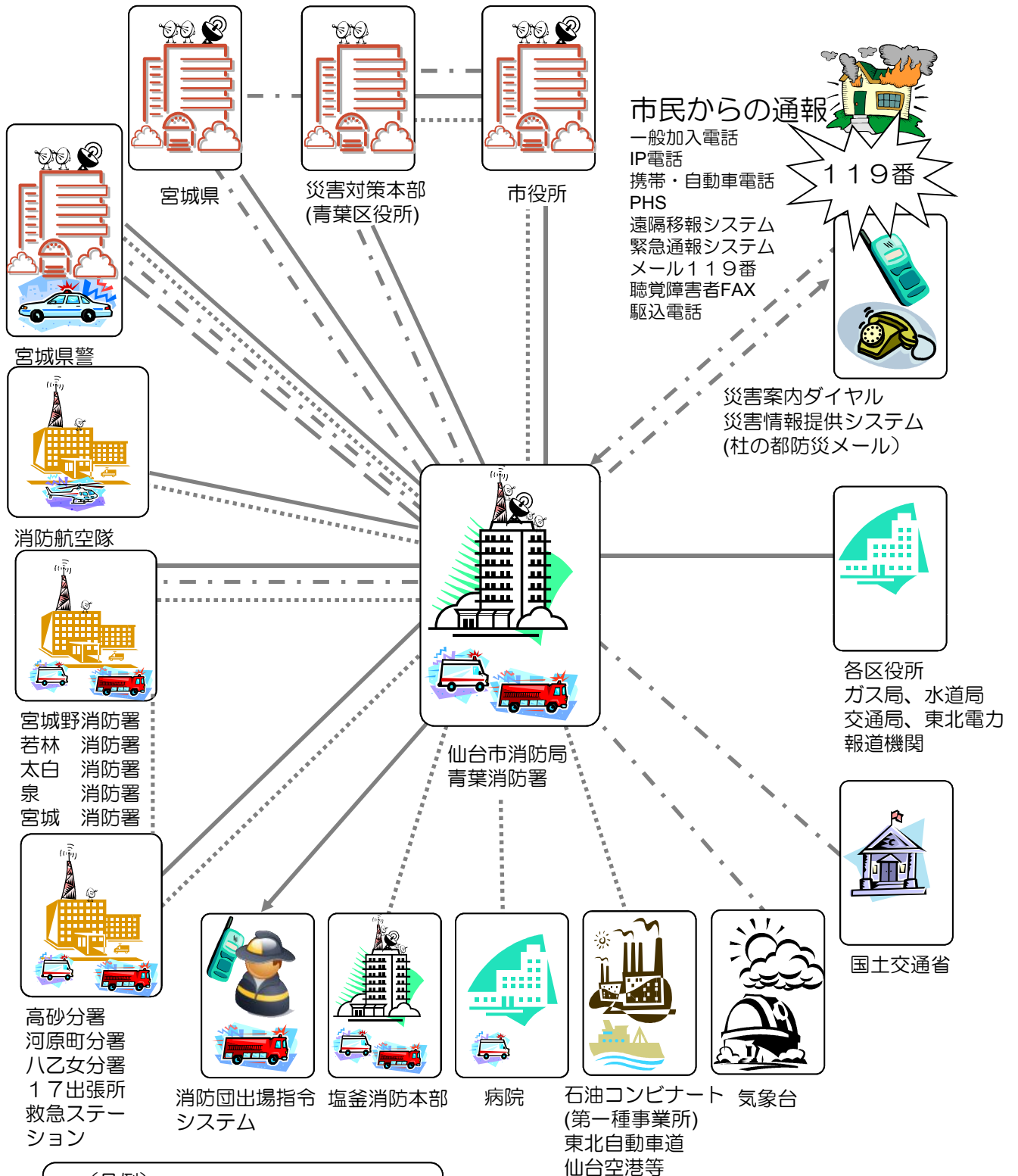
平成25年4月1日現在

水防倉庫 署内 署所及び水防倉庫 河川 所在地				水防備蓄資機材																
				土のう袋	ゲル土のう	防水シート	縄	荷ロープ		救助ロープ		トラロープ	焼番線 10kg/巻	鉄線 10kg/巻	木くい			鉄パイプ	丸鉄棒	土留鋼板
								12mm	6mm	フット	一般				2.7m	1.8m	0.9m			
(単位)				枚	枚	枚	玉	巻	本	巻	巻	巻	本	本	本	枚				
青葉	本署			200	500	45	15					2	3			70	120	24		
	国見			15	39	10	8					2	2		4	30	6			
	片平			200	140		2					1	4							
	小松島			8		40	5					1	3			20	30			
	荒巻			10		25	2					2	3							
宮城	本署			48	350	140	22		3	1		1	5			100	150			
	高砂					40	8					3	4							
	高砂水防倉庫(都市)	—	高砂1丁目30-15	30	200	60	9					1	3	1		50	50			
	仙石水防倉庫	梅田川	仙石5-1	30		60	20	1	2				3		80	100	100			
	福田町水防倉庫	七北田川	福田町2丁目5-16	30	50	19		1	3				7		40	100	50			
	福室水防倉庫	七北田川	福室3丁目34	30		40	30	1	2	1			3	30	90	50	45	120		
	鶴巻水防倉庫	七北田川	鶴巻1丁目5-1	9		60	30	1	2	1			2		100	100	100			
	下岡田水防倉庫(都市)		岡田字在家65-21	15	200	60							1	3		50	50			
	岩切			5			1						3							
	岩切水防倉庫	七北田川	岩切字三所南88-5	30		50	10	1	8				4		5	34	35			
	若宮水防倉庫	七北田川	岩切字若宮38-2	40		60	43		6				7			50	50			
	畑中水防倉庫	七北田川	岩切字水分64-37	27		50			1				4		50	10	57	45		
	余目水防倉庫	七北田川	岩切字鴻ノ巣164-2	30		50	20	1	2		1		3			100	100			
	鶴谷			9		50							3							
新田水防倉庫	梅田川	新田2丁目11-30	30		50	18	3	8				4	10	40	50	50				
原町			6	100	20	3						3								
若林	本署			1	190	40	10			2		3	1	3		15	30	100		
	六丁の水防倉庫(都市)	—	六丁の目中町14-2	14	200	60		1	2			3	2			100	110			
	河原町			5	110	20	8					1	4	1						
	河原町水防倉庫(都市)	—	河原町1丁目2-1	21	200	90						2	3	1		50	50			
	六郷			12		50	4	1				1	3			19	19			
	六郷水防倉庫(都市)	—	上飯田字天神105	24	185	100		1					3			50	50			
	日辺水防倉庫	名取川	日辺字田中1	55		70	28	3	15				4	1		60	80			
今泉水防倉庫	名取川	今泉字上新田103	30		53	28	1	19				3	1	100	50	50				
太白	本署			1		30	2					7	3			50	90	100		
	富沢水防倉庫	木流振・荒川	西多賀2丁目5-29	13		55	25		9	1		2		29	50	50				
	長町			15	130	8						1	3			50	50			
	長町水防倉庫(都市)	—	大野田字袋前14-1	30	200	90	4		1			1	3	1		25	25			
	郡山水防倉庫	広瀬川	郡山5丁目7-1	26		60	26	1	2				2	3	29	50	50			
	大野田水防倉庫	名取川	東大野田4-23	36		50	19	1	10				3	1	35	50	50			
	中田			15		10	1						3							
	中田水防倉庫	名取川	中田4丁目14-5	64		100	58	1	21				8	4		140	140			
	落合水防倉庫	名取川	四郎丸字大宮26-10	30		60	33	1	2				2	5	20	79	45	50		
	八木山			8		15	3						3			45	18			
	秋保			10		50	1						1	2		28	40			
茂庭			7		40	3		1	2			1	6	2	2	26	43			
人來田水防倉庫	名取川	茂庭字人來田中15-3	18		20							1					30	0		
泉	本署			20	160	42	15		4	2		2	2	2	100	71	454	170		
	八乙女			15	100	80	2			2		5	10							
	八乙女水防倉庫	七北田川	松森字沢目3-1	15		80	30	1	2			6	1	87	100	100				
	松陵			20		40	4		1			1	4			20	40			
	松森水防倉庫	七北田川	市名坂字油田1-2	30		100	21	1	3			2	4	2		100	100			
	高森			26		31	1					1	19			30	14			
	根白石			6		20			2				3							
宮城	本署			15	83	70	25			1	1	0	3	1	5	31	68	41		
	熊ヶ根			6		30	2					1					20			
	上愛子水防倉庫	広瀬川	上愛子字大道35-1	15		70	28		3			3	4	2		100	100			
合計	52	水防倉庫数	26	1,405	3,137	2,563	627	22	134	13	2	40	200	47	50	773	112	2,316	2,902	555

消防機関の通信系統

(平成25年4月1日現在)

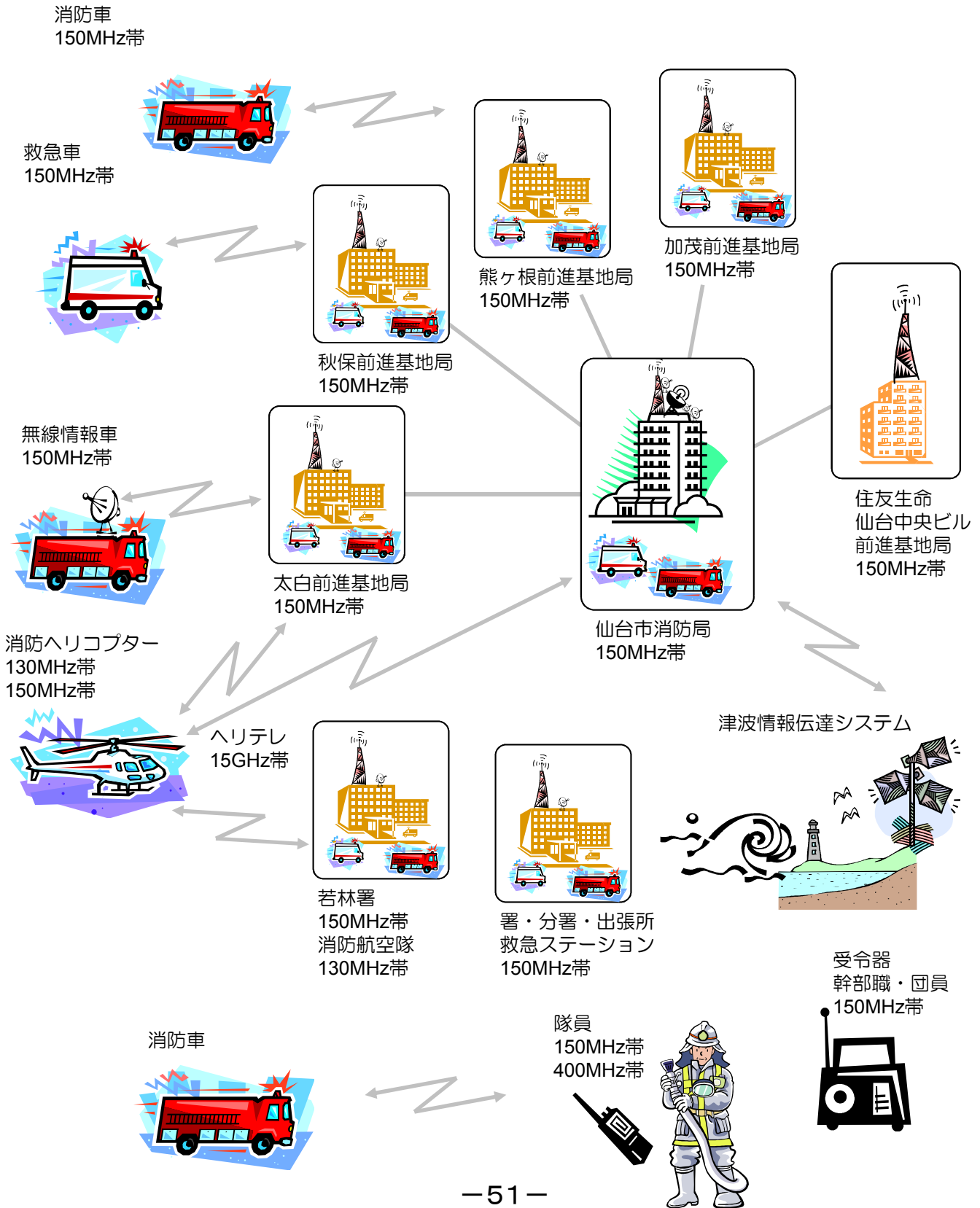
(1) 有線系統図



(凡例)

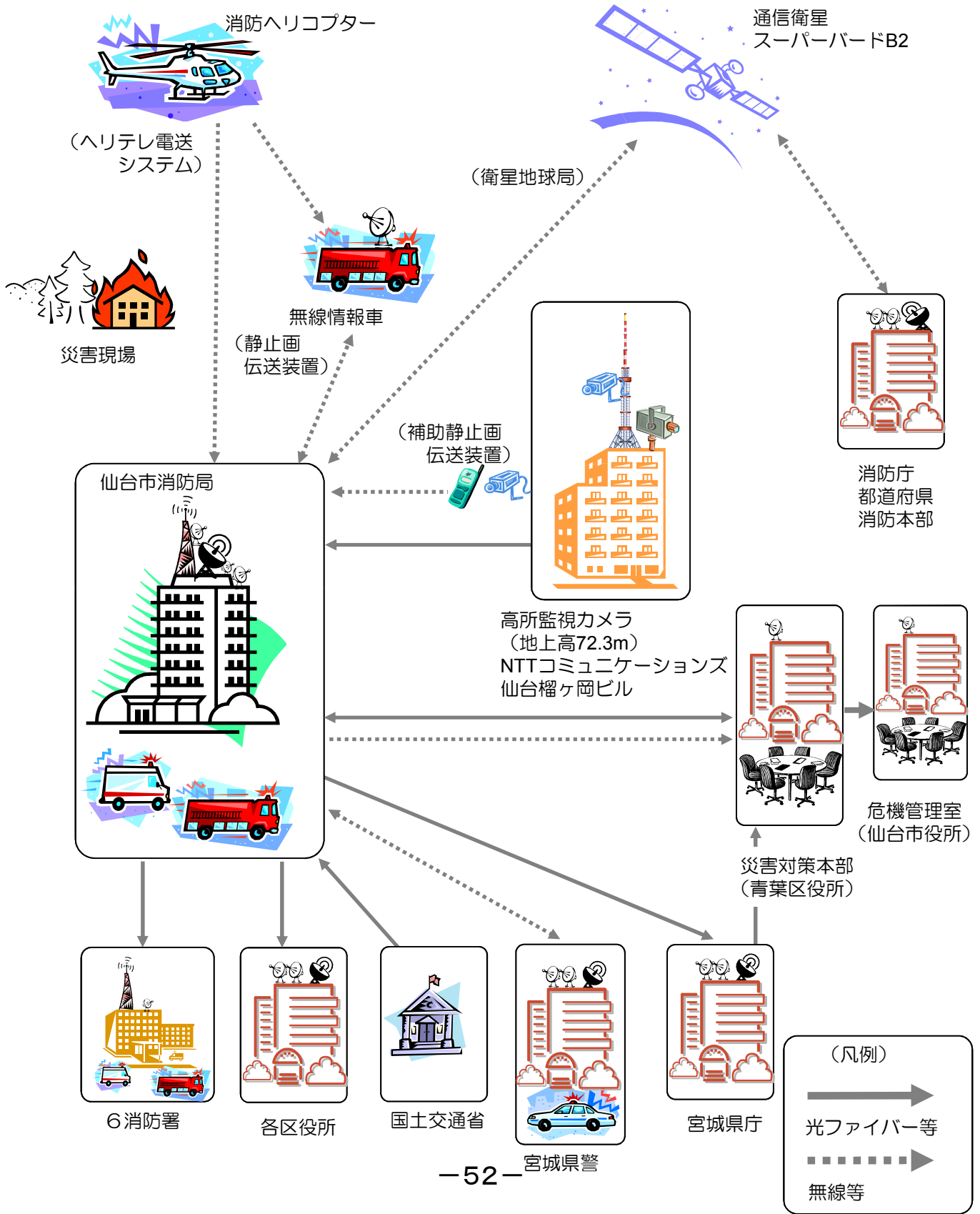
———	- - - - -
指令回線 (音声・データ)	情報通信用回線
.....	———
連絡用専用線	119転送回線

(2) 無線系統図

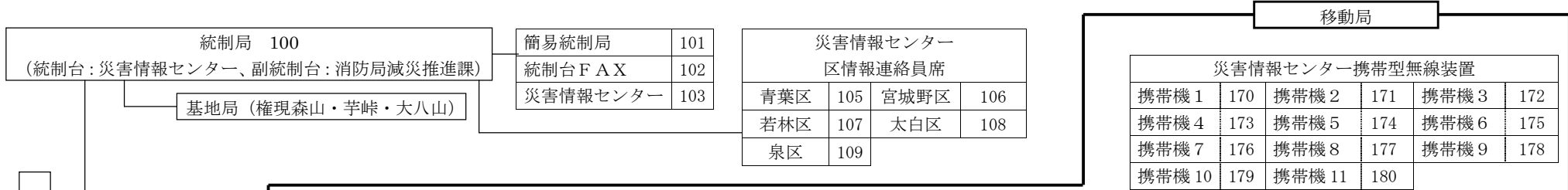


(3) 映像伝送システム系統図

(平成25年4月1日現在)



仙台市防災行政用無線（デジタル移動通信系）配置表



局	課等	番号	型	番号	型
総務 企画	危機管理室	200	F	220	携
		201	遠	221	携
	秘書課	202	遠	222	携
				120～123	車
庶務課	203	遠	225	携	
健康 福祉	総務課	204	遠	228	携
環境	環境対策課	231	半	232	携
				233～235	車
経済	農政企画課	205	半	238	携
				240、241	車
	農業振興課			239	携
都市 整備	建築指導課	206	遠	244	携
				246～248	車
教育	開発調整課	207	遠	245	携
		211	遠	263	携
建設	道路管理課	208	遠	251	携
				256	車
	下水道調整課	209	遠	254	携
				259、260	車

部	課	青葉	宮城野	若林	太白	泉	型
		番号	番号	番号	番号	番号	
区民部	区民生活課	300#1	400#1	500#1	600#1	700#1	遠
		300#2	400#2	500#2	600#2	700#2	遠
	災害対策本部	300#3	400#3	500#3	600#3	700#3	携
		300#4	400#4	500#4	600#4	700#4	F
建設部	公園課	301, 302	401, 402	501, 502	601, 602	701, 702	携
		310#1	410#1	510#1	610#1	710#1	遠
	道路課	310#2	410#2	510#2	610#2	710#2	遠
	街並み形成課	310#3	410#3	510#3	610# 3	710#3	遠
			311, 312	411, 412	511, 512	611, 612	711, 712
保健福祉センター	管理課	320#1	420#1	520#1	620#1	720#1	遠
公用車		326～340	426～440	526～540	626～640	726～746	車

地区	課等	番号	型
宮城	まちづくり 推進課	800#1	遠
		800#4	F
	801、802	携	
	公園課	800#2	遠
		803、804	携
	公用車	805～811	車
秋保	総務課	820#1	遠
		820#4	F
	821, 822	携	
	建設課	820#2	遠
		823, 824	携
	公用車	825～830	車

河川課	番号	型
	252、253	携
257、258	車	
下水道管理センター	270	半
	271～278	車
南蒲生浄化センター	280	半
	281	半
設備管理センター	283、284	携
	286、287	車
	282	半
郡山監視センター	282	半
広瀬川浄化センター	285	携

設置場所	番号	型
	消防情報センター	150#1
情報収集室	150#2	遠
減災推進課	150#4	F
	151	車
	104	半
青葉消防署	152#1	遠
	153	携
宮城野消防署	154#1	遠
	155	携
若林消防署	156#1	遠
	157	携
太白消防署	158#1	遠
	159	携
泉消防署	160#1	遠
	161	携
宮城消防署	162#1	遠
	163	携

局	課	番号	型
企業局	水道	総務課	901
	交通	総務課	902
	ガス	総務課	903
	病院	総務課	904
			半

設置場所等	型
市長宅	半
副市長宅	
危機管理監宅	
市長連絡用	携
副市長連絡用	

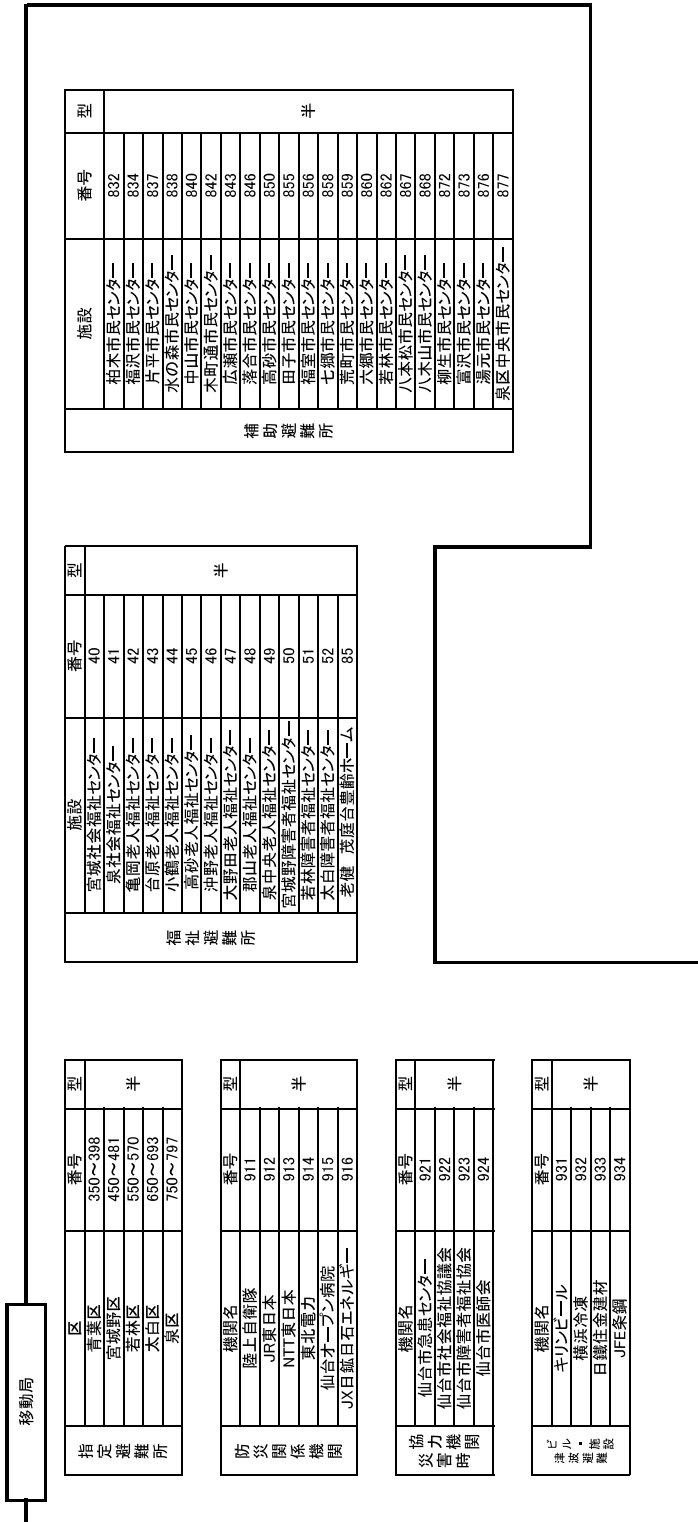
【凡例】
 半：半固定型無線装置
 遠：遠隔制御装置
 F：F A X
 携：携帯型無線装置
 車：車載型無線装置

※ 区役所、総合支所、消防局及び消防署については、遠隔制御装置の番号を記載

仙台市防災行政用無線配置表

(平成25年4月1日現在)

仙台市防災行政用無線(デジタル移動通信系)配置図 2/2



【凡例】
 半：半固定型無線装置
 遠：遠隔制御装置
 F：F A X
 携：携帯型無線装置

仙台市防災行政用無線 全市移動系配置表 (平成25年4月1日現在)

基地局 <small>(青葉区役所災害情報センター)</small> ぼうさいせんだい 153.77MHz 158.35MHz

呼出名称	出力	
せんだいぼうさい 1	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 2	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 3	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 4	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 5	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 6	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 7	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 8	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 9	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 10	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 11	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 12	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 13	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 14	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 15	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 16	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 17	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 18	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 19	5W	* 防災相互通信波対応
せんだいぼうさい 20	5W	* 防災相互通信波対応

基地局	1局 (5W)
陸上移動局 (携帯型)	20局 (5W)
合 計	21局

出動及び水防作業（消防機関の出動）

河川名	区 域 から～まで（メートル）	担 当 消 防 署		担 当 消 防 団	
名取川左岸	広瀬川合流点 5,550 河 口	若 林	若 林 本 署 六 郷 出 張 所	若 林	六 郷 分 団
広瀬川左岸	六郷境（中河原排水樋管） 名取川合流点 1,500				
井土浦川両岸	二郷堀分水点 3,000 貞山運河合流点				
貞山運河両岸	名取川合流点 4,000 六郷・七郷境（二郷堀合流点）	消 防 署	消 防 団	消 防 団	
”	六郷・七郷境（二郷堀合流点） 若林・宮城野区境2,600				
広瀬川左岸	宮 沢 橋 2,600 六郷境（中河原排水樋管）				
名取川左岸	頭 首 工 2,520 富沢字松山・大野田字河島境	太 白	太 白 本 署 長 町 出 張 所 中 田 出 張 所 八 木 山 出 張 所 太 白 本 署 長 町 出 張 所 太 白 本 署 長 町 出 張 所	太 白	消 防 団
”	富沢字松山・大野田字河島境 東 北 本 線 1,230				
”	東 北 本 線 2,000 広瀬川合流点				
名取川右岸	名取市高嶺郷境・仙台市太白区相生字新橋 名取大橋 5,000				
”	名取大橋 3,500 名取市根上・仙台市太白区四郎字新川境				
広瀬川右岸	向山一丁目 1,700 越路・根岸境				
”	越路・根岸境 850 根岸・長町1丁目境				
”	根岸・長町1丁目境3,850 名取川合流点				
笹川右岸	木流堀合流点 2,500 名取川合流点				
笹川左岸	木流堀合流点 1,500 市営地下鉄線				
”	市営地下鉄線 1,000 名取川合流点				
旧笹川両岸	市営地下鉄線 2,000 東 北 本 線				
”	東 北 本 線 2,500 名取川合流点				

河川名	区 域 から～まで (メートル)	担 当 消 防 署		担 当 消 防 団	
名取川左岸	茂庭字人来田地区 800	太白 消防署	茂庭出張所	太白 消防団	生出分団
七北田川左岸	泉 境 3,150 多賀城市境	宮城野 消防署	岩切出張所	宮城野 消防団	岩切分団
七北田川右岸	泉 境 4,000 高砂境				
七北田川左岸	多賀城市境 2,310 港境 (高砂大橋)		高砂分署		高砂分団
七北田川右岸	岩切境 3,820 港境 (高砂大橋)		高砂分署		港分団
七北田川両岸	高砂境 (高砂大橋) 河 口 6,270		原町出張所		原町分団 東仙台分団
梅田川両岸	東北本線 3,000 宮城野境		宮城野本署		宮城野分団 高砂分団
〃	原町境 3,800 七北田川合流点		高砂分署		港分団
貞山運河両岸	若林・宮城野区境3,000 蒲 生		青 葉 消防署		青 葉 本 署
梅田川両岸	荒巻本沢 4,100 東北本線	八幡分分団 片平分分団			
広瀬川両岸	賢 淵 4,100 仲 の 瀬 橋	片平分団			
〃	評定河原 900 米ヶ袋				
七北田川左岸	七北田橋 1,100 要害川合流点	泉 消防署	泉本署	泉 消防団	市名坂分団
〃	要害川合流点 1,900 岩切境		松陵出張所		松森分団
七北田川右岸	七北田橋 3,000 岩切境		八乙女分署		八乙女分団
広瀬川左岸	芋沢字新田 1,200 芋沢字大堀	宮 城 消防署	宮 城 本 署	宮 城 消防団	川前分団
広瀬川左岸	芋沢字大竹新田下 700 合流点				芋沢分団

※ 消防署員及び消防団員は、それぞれ「仙台市消防局非常配備基準」(資料4-1 P66~67)「消防団の消防活動に関する要綱」(資料4-2 P70~71)に規定する消防署員及び消防団員の水防に係る非常配備発令、非常配備発令に伴う配備態勢及び活動態勢、非常配備態勢時の情報収集及び処理態勢に従って、出動及び水防作業を行うものとする。

水防活動実施報告

団体名

実施箇所					水防活動 延人員	水防活動 費 (A)	使用 (消費) 資材費			合計 (A+B)	水防活動 を実施した月日	備考
河川名	場所	箇所 数	延長	水防 工法			主要 資材	その他 資器材	小計 (B)			
記載例 〇〇川 右岸 左岸	市字 地内	2	50m	くい 打積 土俵	60人	円 75,000	円 90,000	円 50,000	円 140,000	円 215,000	月 日 ～ 月 日	(台風〇 号) 水防に成功
	合計											

(注)

- 1 水防活動費は、人件費、燃料費、雑費等の計で使用資材費は含まないものとする。
- 2 使用資材費のうち、主要資材は、かます、布袋類、畳、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、くぎ、かすがい、蛇籠及び置石とし、上記以外の資器材は、その他の資器材に記載すること。
- 3 用紙は、A4判横書きとすること。
- 4 水防活動費 (A) の内訳を次に記載すること。

実施箇所	機械等借料	食糧費	出動手当等	その他	計
計					

仙台市水防協議会条例

昭和25年7月1日

仙台市条例第30号

(設置等)

第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第34条第1項の規定に基づき、本市に仙台市水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第2条 協議会に関しては、水防法に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(組織)

第3条 協議会は、次の者をもって組織する。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 委員 若干人

第4条 会長は、水防管理者をもって充てる。

2 副会長及び委員(第6条及び第8条において「委員等」という。)は、関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから水防管理者が命じ、又は委嘱する。

(会長)

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 会長に事故があるときは、会長の指名する副会長がその職務を代理する。

(任期)

第6条 関係行政機関の職員たる委員等の任期は、当該職にある期間とし、その他の委員等の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。

2 水防管理者において必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その任期中においてこれを免じ、又は解嘱することができる。

(会議)

第7条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

第8条 会議は、委員等の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事及び書記)

第9条 協議会に幹事及び書記各々若干人を置き、会長がこれを命じ、若しくは委嘱し、又は免じ、若しくは解嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け、庶務を処理する。

3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

(費用弁償)

第10条 会長、副会長、委員、幹事又は書記に対しては、費用を弁償することができる。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和25年7月1日から施行する。

附 則（平成17年10月7日改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月16日改正）

この条例は、公布の日から施行する。

資料2

仙台市水防協議会委員等名簿

役 職	職 名	等	氏 名
会 長	仙台市長		奥山 恵美子
副 会 長	仙台市副市長		藤本 章
副 会 長	〃 危機管理監		佐藤 孝好
委 員	仙台市議会議員		伊藤 新治郎
委 員	〃		渡辺 博
委 員	仙台管区気象台技術部長		葦澤 浩
委 員	東北運輸局総務部長		吉田 豊
委 員	東日本電信電話株式会社宮城支店設備部長		芳賀 一夫
委 員	東北地方整備局仙台河川国道事務所長		牧 哲史
委 員	〃 釜房ダム管理所長		武田 節朗
委 員	宮城県仙台土木事務所長		鷲巣 俊之
委 員	〃 仙台地方ダム総合事務所長		高橋 雄治
委 員	宮城県警察仙台市警察部長		芳賀 雄樹
委 員	宮城県消防協会仙台地区支部長		高橋 次男
委 員	仙台市婦人防火クラブ連絡協議会会長		八木 弥生
委 員	〃 経済局長		高橋 裕
委 員	〃 都市整備局長		小島 博仁
委 員	〃 建設局長		吉川 誠一
委 員	〃 青葉区長		木村 智
委 員	〃 宮城野区長		曳地 泰志
委 員	〃 若林区長		氏家 道也
委 員	〃 太白区長		庄司 克茂
委 員	〃 泉区長		小山 京
委 員	〃 消防局長		栗村 渉

役職	職名等	氏名
幹事	仙台管区気象台技術部予報課長	白川 栄一
幹事	東北地方整備局仙台河川国道事務所河川管理課長	高梨 浩志
幹事	宮城県仙台土木事務所技術次長（河川砂防第一班長）	金野 昌弘
幹事	〃 仙台土木事務所技術次長（河川砂防第二班長）	関 裕介
幹事	〃 警察本部警備部警備課災害対策室長	土井 善郎
幹事	仙台市青葉消防団長	熊谷 繁勝
幹事	〃 宮城野消防団長	福來 隆
幹事	〃 若林消防団長	佐藤 守行
幹事	〃 泉消防団長	今野 信一
幹事	〃 宮城消防団長	加藤 稔
幹事	〃 秋保消防団長	柴田 祐一
幹事	仙台市経済局農林部農政企画課長	佐藤 能夫
幹事	〃 〃 〃 農林土木課長	石川 泉
幹事	〃 都市整備局住環境部開発調整課長	伊藤 眞
幹事	〃 建設局百年の杜推進部河川課長	渡邊 修
幹事	〃 〃 下水道事業部下水道調整課長	工藤 将貴
幹事	〃 〃 〃 下水道北管理センター所長	杉ノ目 澄雄
幹事	〃 〃 〃 下水道南管理センター所長	増子 浩規
幹事	〃 青葉区役所区民部区民生活課長	佐藤 浩
幹事	〃 宮城野区役所区民部区民生活課長	長田 広幸
幹事	〃 若林区役所区民部区民生活課長	高橋 泰
幹事	〃 太白区役所区民部区民生活課長	庄子 政志
幹事	〃 泉区役所区民部区民生活課長	瀬川 宏
幹事	〃 消防局次長（消防担当）	高橋 正之
幹事	〃 消防局次長（防災担当）	小野 真一
幹事	〃 〃 参事（防災担当）	平 久大
幹事	〃 〃 警防部長	田辺 茂
幹事	〃 青葉消防署長	小野 清
幹事	〃 宮城野消防署長	加藤 俊明
幹事	〃 若林消防署長	車塚 和彦
幹事	〃 太白消防署長	山口 久良
幹事	〃 泉消防署長	氏家 勝
幹事	〃 宮城消防署長	菅原 義美
幹事	〃 消防局防災企画課長	明田 大吾
幹事	〃 消防局減災推進課長	吉川 勝元
幹事	〃 〃 警防部警防課長	花海 秀樹
幹事	〃 〃 〃 指令課長	水野 宗彦

重要水防箇所評定基準

(東北地方整備局)

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法崩れ ・すべり	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸開			陸開が設置されている箇所。
特定区間			風水害発生時における内閣としての初動措置始動の基準となっている「破堤により甚大な被害が予想される河川」で内閣危機管理監が定めた区間。

重要水防箇所評定基準〔河川〕

(宮城県)

種別	重要度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤防高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)が現況の堤防高を越える箇所。 既往洪水流量(2~3年に1回程度)の水位が現況の堤防高を越え、度々氾濫の実績がある箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。 既往洪水流量(2~3年に1回程度)の水位が現況の堤防高に比して若干堤防余裕高はあるが氾濫の実績もあり危険な箇所。	
堤防断面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。 一連の堤防のうち、堤防断面あるいは天端幅が上下流に比して2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。 一連の堤防のうち堤防断面あるいは天端幅が上下流に比して2分の1以上確保されているが3分の2に満たない箇所。	
法崩れ ・すべり ・沈下	法崩れ、すべり、沈下の実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ、すべり、沈下の実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。 法崩れ、すべり、沈下の実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ、すべり、沈下が発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
漏水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧河川の堤防等で、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河底が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位(高潮区間の堤防にあつては計画高潮位)との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

重要水防箇所評定基準〔海岸〕

(宮 城 県)

種 別	重 要 度		
	A 水防上最も重要な区間	B 次に重要な区間	C やや危険な区間
堤防高	既設堤防高が計画堤防高以下で背後地に公共施設及び人家が接している箇所。	堤防高は計画堤防高であるが、背後地に人家が多く特に注意を要する箇所。	
水 衝	護岸が破損している箇所、または、破損実績がある箇所。	護岸が不完全と考えられる箇所。	
洗 掘	堤脚または、護岸の根固めが洗掘している箇所。消波等が破損して危険が予想される箇所。	堤脚前面が洗掘の危険がある箇所。	

非常配備基準及び非常時における警防本部等運営要領（抜粋）

（平成 19 年 3 月 30 日消防局長決裁）

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 この要領は、仙台市消防活動基本規程（平成 13 年 3 月 28 日仙台市消防局訓令第 5 号。以下「規程」という。）第 6 4 条に規定する非常配備時の報告、仙台市消防活動基本規程実施要綱（平成 19 年 3 月 27 日消防局長決裁。以下「要綱」という。）第 3 条第 3 項に規定する非常時における警防本部、要綱第 5 条第 1 項署隊本部の運営等、要綱第 5 8 条第 2 項警戒態勢強化発令時における、配備人員、隊編成等の基準等及び要綱第 6 0 条に規定する非常配備の発令等の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2～第 1 0 省略

第 4 章 非常配備

（非常配備の発令基準等）

第 1 1 非常配備等の発令基準は、別表第 5 に定めるとおりとする。

2 警戒態勢強化及び非常配備発令時の人員の基準は、別表第 3 に定めるとおりとする。ただし、消防局にあっては警防本部長、消防署にあっては署隊本部長が必要と認めた場合は、配置人員を増減することができる。

（非常配備発令時の活動態勢）

第 1 2 署隊本部長は、非常配備が発令された場合、別表第 6 のとおり、要綱第 5 9 条に規定する非常配備の種別に応じた隊編成を行い、活動態勢を整えるものとする。

以下省略

非常配備等人員の基準

全計	体制レベル	通常	警防態勢強化		非常配備			
			第一警防態勢	第二警防態勢	一次	二次	三次	四次
	総数(名)	260	263	293	398	620	829	
消防局	総数(名)	21	24	24	55	100	156	
	警防本部	10	13	13	40	73	122	
	救急課指導係(ST)	6	6	6	8	13	17	
	消防航空隊	5	5	5	8 ⁽¹⁾	15 ⁽¹⁾ _[10]	19 ⁽²⁾	
青葉署	総数(名)	44	44	49	64	94	125	
	本署	17	17	22	33	41	60	
	片平	9	9	9	10	15	19	
	国見	7	7	7	8	14	17	
	荒巻	7	7	7	8	14	17	
	小松島	4	4	4	5	10	12	
宮城野署	総数(名)	47	47	52	66	99	132	
	本署	17	17	22	30	40	54	
	高砂	9	9	9	12	17	27	
	鶴谷	7	7	7	8	14	17	
	岩切	7	7	7	8	14	17	
	原町	7	7	7	8	14	17	
若林署	総数(名)	33	33	38	49	74	91	
	本署	17	17	22	30	39	50	
	河原町	7	7	7	8	14	17	
	特別機動救助隊	5	5	5	6	11	12	
	六郷	4	4	4	5	10	12	
太白署	総数(名)	48	48	53	67	105	134	
	本署	17	17	22	30	40	55	
	長町	7	7	7	8	14	17	
	中田	7	7	7	8	14	17	
	八木山	7	7	7	8	14	17	
	秋保	6	6	6	8	13	16	
	茂庭	4	4	4	5	10	12	
泉署	総数(名)	44	44	49	62	99	125	
	本署	17	17	22	30	40	55	
	八乙女	7	7	7	8	14	17	
	特別機動救助隊	5	5	5	6	11	12	
	松陵	4	4	4	5	10	12	
	高森	4	4	4	5	10	12	
	根白石	7	7	7	8	14	17	
宮城署	総数(名)	23	23	28	35	49	66	
	本署	17	17	22	27	36	50	
	熊ヶ根	6	6	6	8	13	16	

全職員

※1 派遣職員、救命士研修所入校職員及び消防学校初任科入校職員を除いた人員。

※2 次長(防災担当)、参事(防災担当、地域防災計画担当)、防災企画課員及び減災推進課員は、別途計画とする。

※3 警防態勢強化(第二警防態勢)及び一次配備の招集は、各署管理職又は代行者1名以上を含む。

※4 消防航空隊については、航空機2機体制時([]書きは1機体制時)。()書きについては、消防航空班の人数。

※5 救急ステーション実習職員は、三次配備以上の場合は所属署所に参集する。

非常配備等の発令基準

配備等の種別	事象等	体制
情報連絡体制の強化	仙台市災害警戒本部運営要領(平成9年3月31日助役決裁)第15条の規定に基づく情報連絡体制の強化又は仙台市危機警戒本部運営要領(平成18年3月31日助役決裁)第14条の規定に基づく情報連絡体制の強化が指示されたとき。	情報連絡体制の強化を図る体制
警防態勢強化	第一警防態勢 1 宮城県地方に気象に関する警報等が発表され、災害の発生が予想される とき。 2 仙台市災害警戒本部運営要領(平成9年3月31日助役決裁)第15条の 規定に基づく情報連絡体制の強化又は仙台市危機警戒本部運営要領(平 成18年3月31日助役決裁)第14条の規程に基づく情報連絡体制の強化 が指示され、警防部長又は署長が必要と認めるとき。 3 連続放火火災が発生しているとき。 4 広域かつ長時間の水道断減水及び停電等のとき。 5 降雪及び積雪により消火栓等の確認が困難で除雪が必要なとき。 6 その他警防副本部長(警防部長)又は署隊本部長(署長)が必要と認める とき。	必要に応じ、警防本部及び署 隊本部に初動対応班を設置 する
	第二警防態勢 1 「土砂災害警戒情報」が発表され、警防副本部長(警防部長)が必要と認 めるとき。 2 その他警防副本部長(警防部長)又は署隊本部長(署長)が必要と認める とき。	警防本部及び署隊本部に初 動対応班を設置する(左欄第 1号にあっては、消防局及び 対象となる区域を管轄する消 防署に限る。)
一次配備	1 次の各号に掲げる警報の1以上が市内に発表され、かつ、市域に被害が 発生するおそれがあるとき。 (1) 大雨警報 (2) 暴風警報 (3) 洪水警報 (4) 高潮警報 (5) 暴風雪警報 2 宮城県に津波注意報が発表されたとき。 3 市域において、震度4(仙台管区气象台発表)の地震が発生し、かつ、市 域に被害が発生するおそれがあるとき。 4 国土交通大臣又は宮城県知事が行う水防警報「第1段階」が発表された とき。 5 その他警防副本部長(警防部長)が必要と認めたとき。	災害の状況に応じた応急対策 活動を実施し、速やかに上位 の体制に移行し得る体制(左 欄第1号(4)及び4号にあって は、消防局及び対象となる河 川又は海岸管轄する消防署 に限る。)
二次配備	1 国土交通大臣又は宮城県知事が行う水防警報「第2段階」が発表された とき。 2 仙台市災害警戒本部運営要領第3条に規定する災害警戒本部が設置さ れたとき。(津波注意報発表時を除く。) 3 その他警防副本部長(警防部長)が必要と認めたとき。	一次配備の体制を強化し、災 害の状況に応じた応急対策活 動を実施する体制(左欄第1 号にあっては、消防局及び河 川又は海岸ごとに該当する消 防署に限る。)
三次配備	1 市域に相当な被害が発生するおそれがあるとき。 2 宮城県に津波警報が発表されたとき。 3 仙台市災害対策本部運営要綱第12条に規定する災害対策本部が設置さ れ、非常1号配備が発令されたとき。 4 その他警防本部長(消防局長)が必要と認めたとき。	二次配備の体制を強化し、災 害の状況に応じた広域的な応 急対策活動を実施する体制
四次配備	1 市域において、震度5弱(仙台管区气象台発表)以上の地震が発生した とき。 2 宮城県に大津波警報が発表されたとき。 3 仙台市災害対策本部運営要綱第12条に規定する災害対策本部が設置さ れ、非常2号配備以上が発令されたとき。 4 市の全域にわたり風水害が発生するおそれがある場合又は地域的な被害 が特に甚大であると予想される場合において、警防本部長(消防局長)が必 要と認めたとき。 5 その他予想できない重大な災害が発生し、警防本部長(消防局長)が必 要と認めたとき。	全員を招集し、総合的な応急 対策活動を実施する体制(左 欄第1号及び第2号にあって は、直ちに参集する。)

非常配備発令に伴う活動態勢

署隊本部長は、非常配備が発令された場合、要綱第59条に規定する非常配備の種別に応じた隊編成を行い、活動態勢を整えるものとする。

非常配備の種別	活動態勢
水防非常配備	1 警防態勢 水防活動に必要な資機材を車両に積載する。 2 隊編成 (1) 広報隊 一次配備の発令により広報車等で編成し、主として管内の広報活動に従事する。 (2) 救命ボート隊 避難誘導及び救助等の水防活動に従事する。 (3) 水防工法隊 主として水防工法等の活動に従事する。 (4) 監視警戒隊 仙台市水防計画に基づき、主として水災発生のおそれのある箇所のある箇所の巡視及び水位観測等の監視警戒に従事する。 (5) 資機材搬送隊 必要に応じて編成し、水防資機材等の搬送に従事する。 (6) 人員輸送隊 必要に応じて編成し、水防工法隊の隊員輸送に従事する。 (7) 情報支援隊 必要に応じて警防部指令課で編成し、主として無線情報車で災害現場における指揮本部の指揮支援及び情報収集等に従事する。
異常気象非常配備	1 警防態勢 予備ホース等の資機材を車両に積載する。 2 隊編成 (1) 広報隊 一次配備の発令により広報車等で編成し、主として管内の広報活動に従事する。 (2) ポンプ車等の増隊 ポンプ車等の増隊を図る。 (3) 情報支援隊 必要に応じて警防部指令課で編成し、主として無線情報車で災害現場における指揮本部の指揮支援及び情報収集等に従事する。
津波非常配備	1 警防態勢 救命胴衣及び検索救助活動に必要な資機材を車両に積載する。(津波警報及び大津波警報発表時) 2 隊編成 (1) 避難広報隊 津波警報等の発表により広報車等で編成し、津波警報発表時における避難広報等活動要領及び宮城野、若林署及び太白消防署避難広報等活動要領により、避難広報活動に従事する。 (2) 消防航空隊 航空機により海面変動の監視、避難広報活動、情報収集活動及び救助活動に従事する。 (3) 検索救助隊 ポンプ車等で編成し、浸水被害エリアにおける検索救助活動に従事する。 (4) 情報支援隊 必要に応じて警防部指令課で編成し、主として無線情報車で災害現場における情報収集等に従事する。
地震非常配備	規程第45条の規定に基づく大規模地震災害消防活動要領によるものとする。

消防団の消防活動に関する要綱（抜粋）

（平成13年9月25日消防局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、仙台市消防団員に関する条例（昭和28年仙台市条例第10号）、仙台市消防団員に関する規則（昭和28年仙台市規則第9号）、仙台市消防団の組織に関する規則（昭和32年仙台市規則第10号）に規定するほか、消防団の消防活動の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（非常配備の配備人員等）

第9条 消防団の非常配備時の配備人員及び活動態勢の基準は、別表第2、別表第3及び別表第4に定めるところによる。

2 署隊本部長は、非常配備が発令されたときは、招集計画により、直ちに消防団員を招集するものとする。

（大規模災害発生時等の消防団の任務）

第10条 火災及び水災、震災その他大規模な災害発生時の消防団の消防活動は、当要綱に規定するほか、仙台市地域防災計画及び消防活動基本規程に規定するところによるものとする。

別表第2（消防団要綱第9条関係）

水防、異常気象及び地震時非常配備の体制

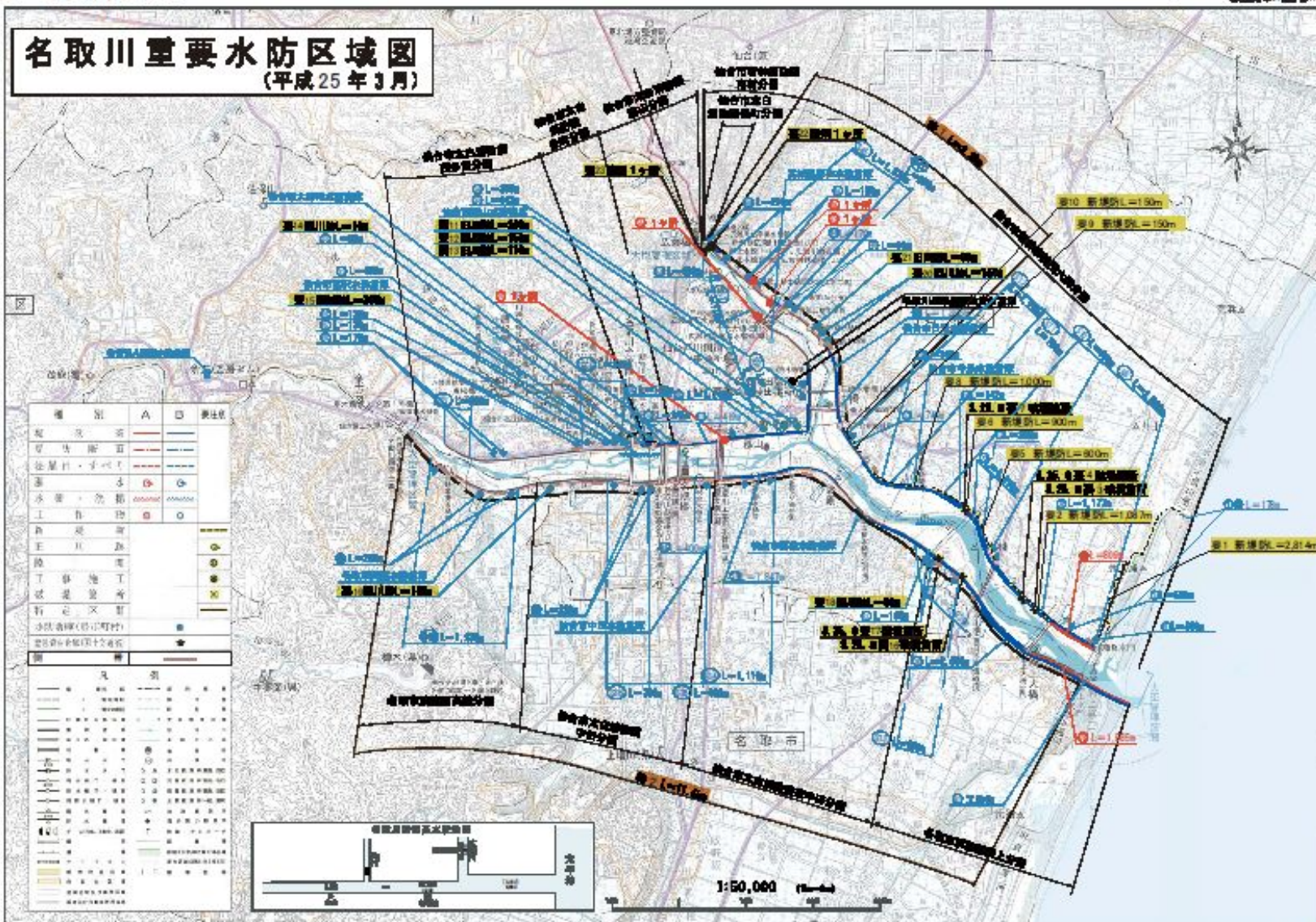
団別	配備	二次配備	三次配備	四次配備
青葉消防団		60名	150名	全 消 防 団 員
宮城野消防団		140名	290名	
若林消防団		130名	260名	
太白消防団		130名	290名	
泉消防団		120名	270名	
宮城消防団		120名	240名	
秋保消防団		40名	100名	
合計		740名	1,600名	
<p>1～3 省略</p> <p>4 水防警報発表に伴う二次配備が発令された場合は、別表第3により招集することができるものとする。</p> <p>5 水防非常配備発令に伴う活動態勢</p> <p>(1) 各分団は、水防倉庫等の資機材の点検整備を行うとともに、水防活動に必要な資機材を準備し出場に備える。</p> <p>(2) 監視警戒隊を編成し、職員隊と協力して、仙台市水防計画に基づく重要水防区域、準重要水防区域及び自己分団区域内の水位、潮位、水防施設物及び水災発生危険箇所等の状況を把握するため、監視警戒に従事する。</p> <p>(3) 必要に応じて水防工法隊を編成し、主として水防工法に従事する。</p> <p>(4) 必要に応じて避難誘導隊を編成し、職員隊と協力して、主として被災が予想される自己分団区域内の住民の避難誘導に従事する。</p> <p>6～7 省略</p>				

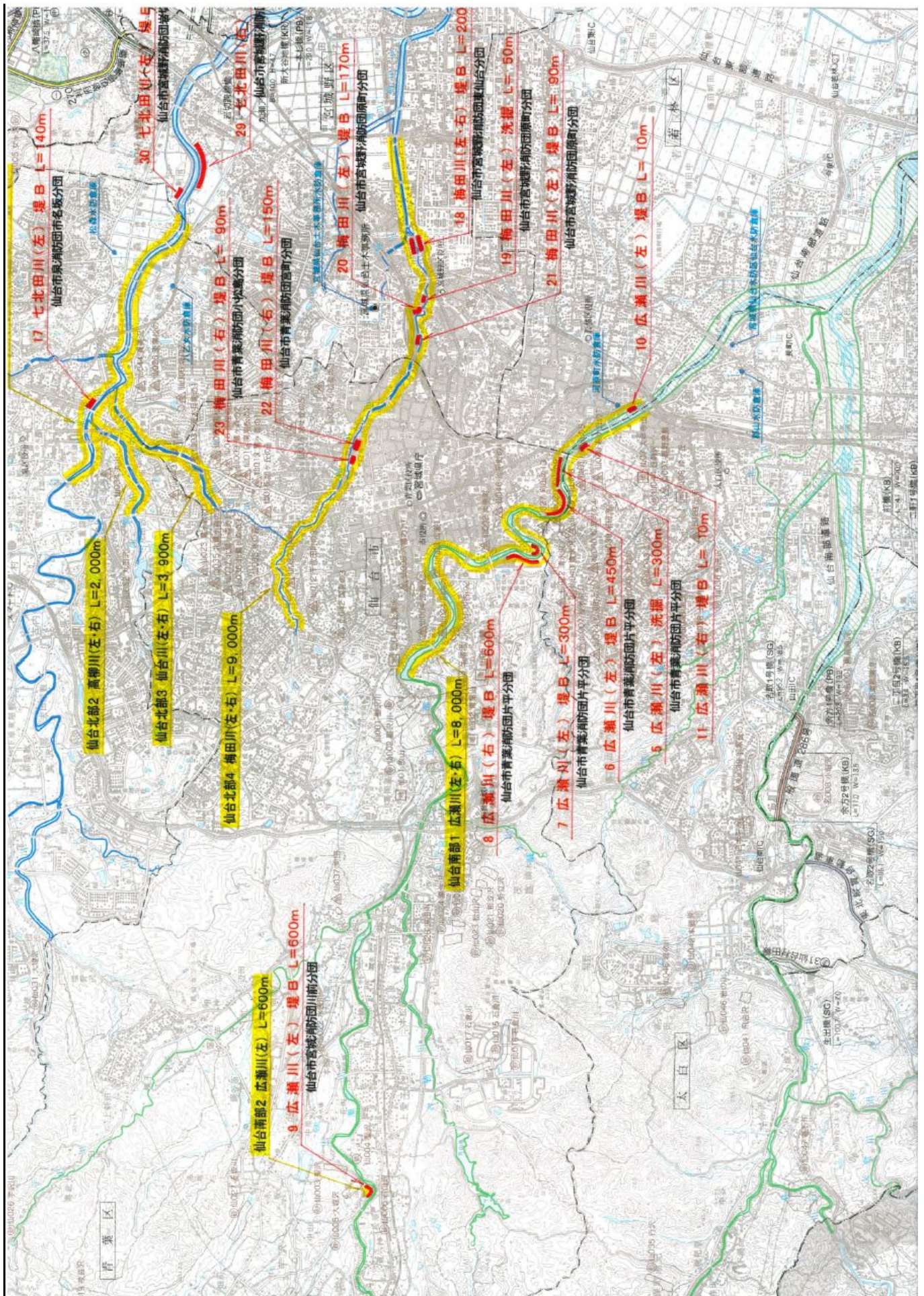
別表第3 (消防団要綱第9条関係)

水防非常配備(水防警報発表時等)の態勢

名取川又は広瀬川に発表された場合		一次配備	二次配備
若林消防団	団本部		2名
	連坊分団		6名
	南材分団	3名	9名
	六郷分団	12名	40名
	七郷分団	6名	20名
	小計	21名	77名
太白消防団	団本部		2名
	八木山分団		6名
	長町分団		6名
	郡山分団	6名	20名
	西多賀分団	3名	10名
	中田分団	3名	10名
	東中田分団	3名	10名
	生出分団	3名	10名
	小計	18名	74名
合計		39名	151名
七北田川に発表された場合		一次配備	二次配備
宮城野消防団	団本部		2名
	岩切分団	12名	40名
	高砂分団	9名	30名
	港分団	3名	10名
	小計	24名	82名
泉消防団	団本部		2名
	市名坂分団		6名
	八乙女分団	3名	10名
	松森分団	3名	10名
	小計	6名	28名
合計		30名	110名
梅田川に発表された場合		一次配備	二次配備
宮城野消防団	団本部		2名
	原町分団	4名	8名
	東仙台分団	6名	11名
	宮城野分団	4名	9名
	高砂分団	6名	11名
合計		20名	41名
<p>1 水防警報発表等に伴い、一次配備又は二次配備が発令された場合は、発表された河川により、区域を指定して団員を招集することができるものとする。</p> <p>2 水防警報第一段階(準備)が発表され、一次配備が発令された場合は、水防倉庫を管轄する分団は資機材の整備点検を行うとともに、水防活動に必要な資機材を準備し出場に備える。</p> <p>3 水防警報第二段階(出場)の発表に伴い、二次配備が発令された場合は、監視警戒隊を編成し、職員隊と協力して、仙台市水防計画に基づく重要水防区域、準重要水防区域及び自己分団区域内の水位、潮位、水防施設物及び水災発生危険箇所等の状況を把握するための監視警戒に従事する。</p>			

3 重要水防区域图



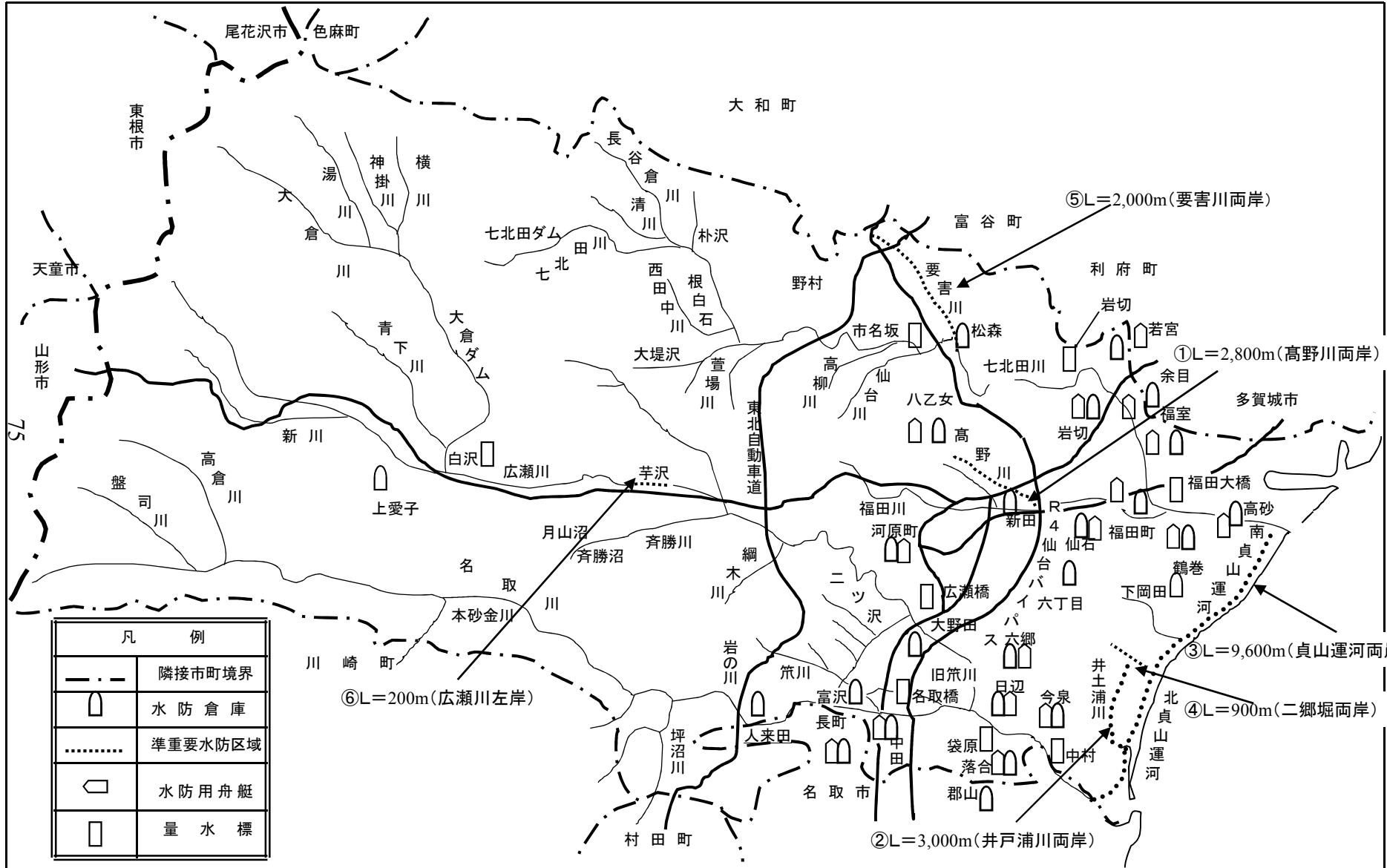




準重要水防区域図（水防倉庫等配置図）

(仙台市)

(資料6)



凡 例	
---	隣接市町境界
🏠	水防倉庫
⋯⋯⋯	準重要水防区域
◻	水防用舟艇
▭	量水標

平成25年度仙台市水防計画

平成25年9月発行

編集・発行 仙台市消防局防災企画課

〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町2番15号
電話 (022) 234-1111
